

岩手県公共事業等景観形成指針の解説

岩手県

公共事業等

景観形成ハンドブック

景観検討サポートシート作成用ファイル

平成22年12月
岩 手 県

【 平成22年12月版 】



	頁
『岩手県公共事業等景観形成ハンドブック』の活用にあたって	1
第Ⅰ部 本編	4
1 岩手県公共事業等景観形成指針	5
第Ⅱ部 解説編	8
I 景観検討の流れ	
1 目的	9
2 適用範囲等	9
(1) 適用範囲	
(2) 適用除外	
(3) 対象の類別	
表1-2 通知対象に該当・相当する公共事業等の規模	10
表3 景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等	10
3 運用の流れ	11
(1) 景観検討サポートシート	
(2) 検討手法	
(3) 岩手県公共事業等景観形成指針・景観検討の流れ（実施フロー）	
4 景観検討サポートシート	14
II 岩手県公共事業等景観形成指針の解説(指針テンプレート) ー目次 2ー	16
● 各指針項目別テンプレート	17
● 用語解説	32
第Ⅲ部 資料編	34
1 岩手県景観計画の概要	35
2 岩手県内の景観法等施行状況	38
3 各景観計画等の概要	39
① 岩手県景観計画区域（一般地域）	
② 岩手県景観計画区域（岩手山麓・八幡平周辺重点地域）	
③ 一関市本寺地区景観計画区域	
④ 一関市景観計画区域（本寺地区以外）	
⑤ 遠野市景観計画区域	
⑥ 平泉町景観計画区域	
⑦ 盛岡市景観計画区域	
⑧ 北上市景観計画区域	
⑨ 奥州市自主条例適用区域（白鳥館遺跡周辺及び長者ヶ原廃寺跡史跡周辺地区を除く）	
⑩ 奥州市自主条例適用区域（白鳥館遺跡周辺地区）	
⑪ 奥州市自主条例適用区域（長者ヶ原廃寺跡周辺地区）	
⑨ 八幡平市条例適用区域（旧松尾村～柏台、岩手山麓、竜ヶ森安比地区）	
4 国等の景観形成ガイドライン一覧	57
5 県及び県内市町村の景観行政窓口一覧	58

(1) 岩手県公共事業等景観形成指針とハンドブックの役割

公共事業等により整備される公共施設は、その公共性やスケール感からその地域の景観に与える影響が大きく、良好な景観形成や快適な環境の保全・創出において極めて重要な役割を担っています。また、公共事業等は県土の景観形成を先導的に推進する役割があり、岩手県景観計画の基本理念に基づき、景観に配慮した対応を図ることにより、地域の特性を生かした良好な景観形成の保全・創出、より良い公共空間の整備に寄与することが望まれます。

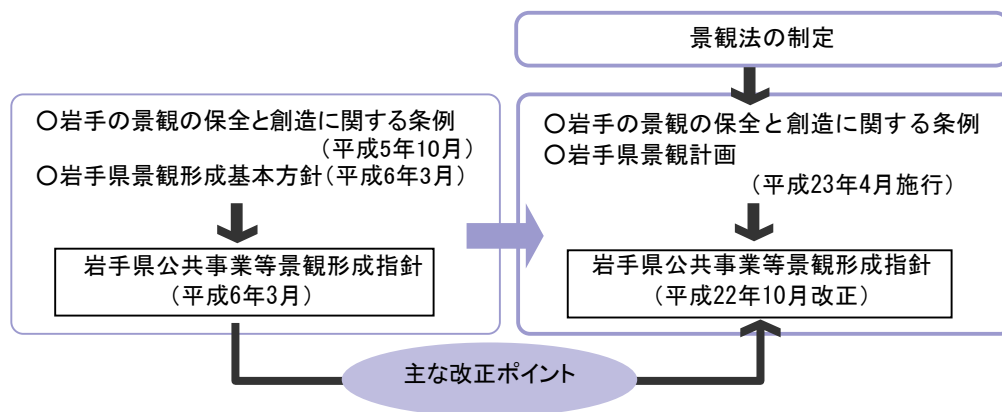
このことより、公共事業等の各事業担当者等は、岩手県景観計画、景観行政団体市町村の景観計画、及びこれらの各行為制限基準等に基づいて事業を実施する必要があり、事業実施に当たっては、適切な基準対応、法手続はもちろんのこと、説明責任も考慮した景観検討が非常に重要となります。

岩手県公共事業等景観形成ハンドブックは、これらのことを踏まえ、①「岩手県公共事業等景観形成指針」、良好な景観形成の考え方、配慮事項と工夫ポイント及び法手続を含めた景観検討の流れをまとめた②「解説編」、関連計画等の概要や行為制限基準等を整理した③「資料編」を活用し、「いわて」らしい良好な景観形成と、より良い公共空間を整備するという目的を達成できるように作成したものです。

(2) 指針見直しの背景と改正ポイント

「岩手の景観の保全と創造に関する条例」（平成6年施行）には、岩手県の景観形成を総合的に推進するために様々な施策が定められ、公共事業等の実施は、それらの施策の重要な柱の一つとして、県土の景観形成を先導的に推進する役割が求められています。

このため、県では「岩手県公共事業等景観形成指針」を定め、これまで、チェックリスト及び委員会等の活用により、この指針に沿った公共事業等の実施に取り組んできましたが、景観法に基づく景観計画及び景観条例等の内容を反映し、より対応の充実を図ることとしました。



《運用に関する事項の見直し》

- ・景観法に基づく県の景観条例に位置付け
- ・景観行政団体の各景観計画、国の景観形成ガイドライン等との関係を追加

《景観形成配慮事項の見直し》

- ・共通指針として、のり面等の配慮事項について、「個別事項」と位置付けるとともに、内容を一部見直し、新たに「共通事項」として、(1)位置・規模、(2)形態・意匠、(3)色彩、(4)素材・耐久性の各項目を追加
- ・施設別指針として、「空港」「上下水道」を追加
- ・「河川・水路」「海岸」について、細項目を追加
- ・各項目の内容について、国の景観形成ガイドライン等を参考に一部修正

(3) ハンドブックの構成及び活用のポイント

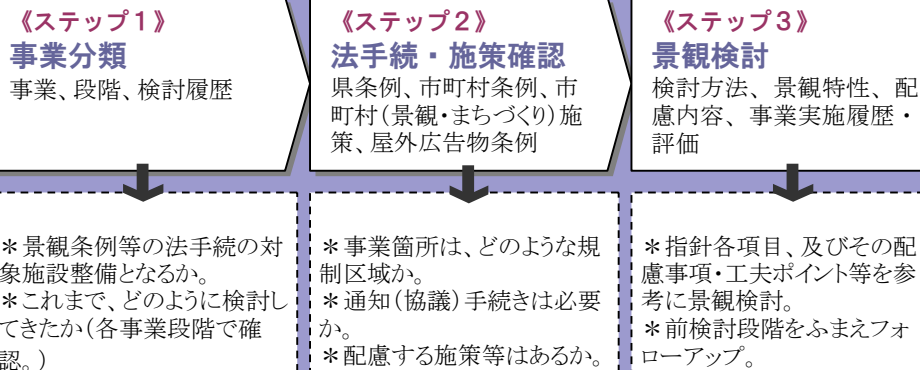
ハンドブックは、次の3部構成となっています。



- 【第Ⅰ部】 岩手県公共事業等景観形成指針
- 【第Ⅱ部】 各指針に対する具体的な配慮事項や工夫ポイント及び指針運用の流れ
- 【第Ⅲ部】 県及び県内市町村の景観計画等の施行状況及びその概要など

ハンドブックは、下記の手順に沿って、『景観検討サポートシート』を活用しながら、事業分類、法手続・施策確認、景観検討の3つのステップにより、所要の確認・検討を行います。なお、各検討段階の検討履歴も整理し、設計の考え方の一貫性を確保するものとします。

「景観検討サポートシート」の活用



- 「事業分類」で、対象案件が法手続の対象事業か適用除外か確認する。
- 「法手続・施策確認」では、景観法に基づく景観条例等の所要の手続きに対応する。
 - ・本ハンドブックの『景観検討サポートシート』の作成、資料編の確認により、各景観区域内の所要の法手続・関連施策調整を的確に実施する。
 - ①対象規模、規制地区、規制対象施設等を確認し、景観法第16条等に基づく通知手続きを行う。
 - ②公共広告物を整備する場合は、屋外広告物条例に基づく届出を行う。
 - ③事業実施箇所において、各市町村等の独自の景観・まちづくり施策がある場合は、内容を確認し配慮事項を検討する。
 ・また、景観協定等がある場合も、その協定等に配慮する。
- 「景観検討」では、指針の解説(指針テンプレート)を用意し具体的な作業をサポートする。



公共事業等(社会資本整備)により整備される公共空間(施設)は、「見られる(眺められる)対象」であると同時に「見る(眺める)場所」にもなります。

整備に当たっては、この両方の視点で景観的な配慮を行うことが必要となります。



第 I 部 本 編

目 次

- 1 [岩手県公共事業等景観形成指針](#)

5

○岩手県公共事業等景観形成指針

(平成6年3月30日制定)
(平成10年4月1日改正)
(平成22年10月15日改正)

第1 趣旨

この指針は、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共事業等の実施に関する良好な景観の形成のために必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的事項

公共事業の実施に当たっては、良質な公共空間を形成するため、機能性、安全性、経済性ととともに、良好な景観の保全・形成が、必要な事項であることを認識し、次の事項に留意しながら地域の特性を生かした優れた景観の形成に努めるものとする。

- (1) 自然の景観、生態系及び植生との調和に配慮するとともに、緑化に努めること。
- (2) 地域の歴史的、文化的特性に配慮するとともに、文化的で質の高い景観の創出に努めること。
- (3) 高齢者、障害者等にも配慮した潤いと安らぎのある快適な生活空間の創出に努めること。

第3 指針の運用

指針の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 景観形成のための計画が定められている場合は、指針の運用との調整を図りながら、その推進に努めること。
ア 岩手県景観計画との整合性に配慮すること。
イ 景観行政団体である市町村の景観計画区域内においては、その市町村が定める景観計画に配慮すること。また、市町村の景観形成に関する方針その他これに類する景観形成のための計画、基準等が定められている場合は、その内容に配慮すること。
ウ 国の各省庁から示されている景観形成ガイドライン等も積極的に参考とすること。
エ 景観法第83条第1項の規定に基づき認可された景観協定又は条例第24条第1項の規定に基づき認定された景観形成住民協定が締結されている場合は、その内容に配慮すること。
(2) 関係公共団体等との連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めること。
(3) 公共事業等の計画、設計及び維持管理のそれぞれの段階に応じて、指針の適切な運用に努めるとともに、関連するマニュアル等が定められている場合は、その活用にも配慮すること。
(4) 地域の特性の把握に努めるとともに、住民の意向を反映させるよう配慮すること。

第4 共通指針

1 共通事項

- (1) 位置・規模
主要な視点場からの眺望景観及び良好な景観資産を阻害しないよう配慮するとともに、現地踏査による情報収集により、公共施設の規模・配置の工夫、設置を必要最小限とするなど、周辺の地形及び環境への調和に努めるものとする。
- (2) 形態・意匠
周辺景観に調和するよう、全体としてまとまりのある形態及び意匠に配慮するとともに、ランドマーク性のある構造物の場合は、見え方の変化や利用特性を考慮した形態及び意匠に努めるものとする。
- (3) 色彩
周辺の景観の色彩と調和し、地域にふさわしい色彩を基調とするとともに、アクセント色を導入する場合は構造物全体及び周辺景観と調和を欠かないような配色となるよう努めるものとする。
- (4) 素材、耐久性
地域固有の歴史や文化の特性と調和するような素材の使用に配慮するとともに、維持管理が容易で経年変化によるエイジング効果が期待でき、補修や交換に耐えられる材料、耐久性を備えた素材を用いるよう努めるものとする。

2 個別事項

- (1) のり面
アのり面と自然地形との滑らかな擦り付けによる連続性と自然復元の可能性を検討したうえで、できる限り周囲の地形に応じた構造及び形態とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。
イ 原則として周辺の植生と調和した緑化に努めるものとする。
 - (2) 擁壁
構造、形態、意匠、素材等の工夫、緑化や表面処理等により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。
 - (3) 防護さく
形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。
 - (4) 標識・公共広告物
ア 配置、設置数を考慮したうえで、情報を整理統合し、できる限り少ない掲出で分かりやすい情報の提供により、景観上の煩雑さの軽減に努めるものとする。
イ 形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。
 - (5) 照明施設
周辺の諸施設の位置関係を考慮して配置検討し、地域の特性及び周辺の景観と調和した形態、意匠、素材、色彩等とするよう努めるものとする。
 - (6) 緑の保全と緑化
ア 良好な景観を形成している既存樹林、樹木等については、できる限り現況保存、移植活用、表土の活用を努めるものとする。
イ 植栽に当たっては、自然の植生、周辺の樹木等との調和、地域の特性等に配慮するものとする。
 - (7) 駐車場
位置、構造、形態等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。
 - (8) 展望広場
展望広場の設置に当たっては、周辺の景観との調和に努めるものとする。
 - (9) 残地処理
道路整備、造成等によって生じた残地については、緑化等による周辺の景観との調和に努めるものとする。
 - (10) 維持管理
維持管理の容易な構造、形態等に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適切な管理、修繕及び補修に努めるものとする。
 - (11) 占用行為への指導
公共用地における占用行為については、集合化、植栽修景、色彩配慮等により、周辺の景観との調和に配慮するよう指導に努めるものとする。
 - (12) 人にやさしい施設の整備
公共施設については、人にやさしい施設の整備に心がけるものとし、とりわけ、高齢者、障害者等への安全性、快適性に配慮するものとする。
- 第5 施設別指針
- 1 道路
(1) 道路
道路の特性に基づく景観の一貫性を保持し、公共空間として洗練された道路景観の創出に努めるものとする。
 - (2) 歩道・自転車道・遊歩道
ア 歩道等は、シンプルで利用しやすい空間となるよう努めるものとする。
イ 路面は、安全な歩行及び走行を確保しながら、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。
ウ 路上施設は、相互に調和が感じられる形態、色彩に配慮するものとする。
 - (3) トンネル
ア トンネル坑口部は、地形の改変を最小限に抑え、形態、意匠等の工夫及び緑化により、走行上の違和感の軽減を図るとともに、周辺の景観との調和に配慮するものとする。
イ トンネル内は、圧迫感の無い景観となるよう努めるものとする。

(4) 交差点
交差点における信号機柱、標識類、照明施設等については、交通上の安全性を確保しながら、できる限り整理統合し、煩雑さの軽減に努めるとともに、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(5) 高架橋
構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、高架下空間の修景に努めるものとする。

(6) 歩道橋・ペDESTリアンデッキ
構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、快適で親しみのある歩行者空間の創出に努めるものとする。

(7) 道路附属物・占用物等
ア 道路附属物の設置に当たっては、形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

イ 道路占用物等の設置に当たっては、位置、規模、形態等の工夫により、快適な道路空間の確保に努めるものとする。

(8) 道路緑化
交通上の安全性を確保しながら、緑化に努めるとともに、地域の特性及び周辺の景観と調和した樹種等の選定に努めるものとする。

(9) 交通広場等
交通上の安全性を確保しながら、地域の玄関口にふさわしい快適な広場空間を創出するよう努めるものとする。

2 橋りょう

(1) 橋りょう本体

構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するとともに、造形的な美しさの創出に努めるものとする。

(2) 親柱、高欄及び照明施設

橋りょう本体との調和を図るとともに、形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(3) 橋詰め

眺望や滞留を楽しむことができるような橋詰め部分には、できる限り空間を確保し、その修景に努めるものとする。

3 河川・水路

(1) 河川

自然の営力により形成される河道法線、滞筋（瀬・淵等）、河床、水際等を極力尊重し、既存河床材料の活用、植生・表土の保全・移植等の工夫により、河川特有の多様な生態系の形成に配慮すると共に、周辺地形との連続性、空間的な広がりなど、周辺の景観及び自然環境との調和に配慮するものとする。

(2) 護岸、水路、水制

構造、形態、素材等の工夫及び緑化により、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(3) 樋門、落差工

構造、形態、素材等の工夫により、地域の特性、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(4) 堤防、高水敷

地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めるとともに、親水性及び自然の生態系に配慮しながら良好な河川空間を創出するよう努めるものとする。

(5) 調整池等

緑化により周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じて親水空間の創出や憩いの場としての整備に努めるものとする。

4 ダム

(1) ダム本体

構造、形態等の工夫により周辺の景観との調和に配慮するとともに、造形的な美しさの創出に努めるものとする。

(2) ダム湖の周辺

地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めるとともに、必要に応じて憩いの場等としての整備に努めるものとする。

5 砂防・治山

(1) 砂防・治山対策施設

構造、形態、素材等の工夫及び周囲の緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊対策施設、雪崩対策施設

構造、形態、素材等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

6 港湾・漁港

(1) 防波堤、岸壁、護岸等

構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じて親水空間の創出に努めるものとする。

(2) 建築物、工作物等

形態、意匠、素材、色彩等の工夫及び緑化により周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じて憩いの場としての整備に努めるものとする。

7 海岸

(1) 海浜

構造物の設置検討における海浜減少・消失への配慮をし、自然の海岸景観をできる限り保全するとともに、海浜地形の傾斜や微地形の起伏等による高低差が生む景観の効果を活かす工夫に努めるものとする。

(2) 海岸堤防、護岸

構造、形態、意匠、素材等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、できる限り親水性の確保に努めるものとする。

(3) 離岸堤

防災機能を確保しつつ、水平線への見通しをできるだけ阻害しないよう配慮するものとする。

(4) 突堤・ヘッドランド

構造物の天端高や形状、素材に留意し、砂浜や水面とが滑らかに繋がるよう配慮するものとする。

(5) 樋門・樋管

構造、形態、素材等の工夫により、地域の特性、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

8 空港

構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

9 公園・広場

(1) 建築物、工作物

形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性、周辺の景観との調和、修景施設等との一体性に配慮するものとする。

(2) 植栽

時間経過に伴う樹木の生長等により景観が変化することに留意し、公園・広場等の種類やその目的に応じた植栽に努めるものとする。

10 上下水道

構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

11 公共建築物

(1) 建築物及び工作物

ア 大規模な公共建築物については、岩手県景観計画を遵守するものとする。

イ 公共建築物は、立地する地域の自然環境や歴史・文化をいかし、地域の様式の採用、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

ウ 主要な視点場や道路からの景観に配慮し、複数の建築物群となる場合は、一体性や連続性に配慮するものとする。

(2) 外構

敷地の緑化に努めるとともに、住民の利用に供する公共建築物については、快適で開放的な空間を創出するよう努めるものとする。

12 用地造成

できる限り現況の地形を生かし、のり面又は擁壁を最小限とするよう工夫するとともに、緑化に努めるものとする。

第6 岩手県景観計画区域における重点地域

岩手県景観計画区域における重点地域内及び景観行政団体市町村の同等地域内における公共事業等の実施に当たっては、この指針に定めるもののほか、当該地域の景観形成基準及び景観行政団体市町村の同等基準等を遵守し、地域の特性に配慮しながら、施設の整備に努めるものとする。

第Ⅱ部 解説編

目次

I	景観検討の流れ	
1	目的	9
2	適用範囲等	9
	(1) 適用範囲	
	(2) 適用除外	
	(3) 対象の類別	
	表1-2 通知対象に該当・相当する公共事業等の規模	10
	表3 景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等	10
3	運用の流れ	11
	(1) 景観検討サポートシート	
	(2) 検討手法	
	(3) 岩手県公共事業等景観形成指針・景観検討の流れ（実施フロー）	
4	景観検討サポートシート	14
II	岩手県公共事業等景観形成指針の解説（指針テンプレート）	16
	● 各指針項目別テンプレート	17
	● 用語解説	32

1 目的

公共事業等の実施にあたって、岩手県景観計画及び県内市町村景観計画等をふまえ、岩手県公共事業等景観形成指針（以下「指針」という）の的確な運用により、良好な景観形成を図ることを目的とします。

2 適用範囲等

(1)適用範囲

岩手県が行う計画・設計及び施工する土木又は建築構造物等の新設（新築）、増設（増築）、移設、外観の変更及び維持管理を適用の範囲とします。

※原則として、岩手県が発注する公共事業の全てが対象となります。また、県内の国の機関及び市町村その他公共団体に対しては、条例に基づき指針に配慮するよう要請します。（景観行政団体市町村には情報提供）

(2)適用除外

以下に該当するものは、適用除外となります。

- ①道路舗装の補修工事等の原形復旧を目的とする事業。
- ②地盤面下で実施する事業。
- ③災害復旧（改良復旧以外）を目的とする事業。
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為。
- ⑤通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令（景観法施行令第8条）で定めるもの。
- ⑥他法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じることができない行為。

なお、③に関する災害復旧事業については、原形復旧を基本としており、一般的には指針の適用が難しいと判断されることから適用除外としますが、査定申請時・施工段階時には、できる限り指針及び本解説に準拠するよう努めるものとします。

（注）災害復旧事業であっても、景観法に基づく通知手続き等は適用除外とならないので、施工段階には後述する「景観検討サポートシート」を作成し、法手続等について確認するものとします。

(3)対象の類別

原則として、適用除外以外のものは、全ての公共事業が適用の対象となり、景観検討に当たっては以下の類別ごとの配慮が必要です。（項目①～③は複数項目が重複する場合もあり）

- ①：景観法に基づく通知対象事業
 - ・岩手県内の景観条例、規則の届出対象規模に該当する行為を行う事業（次頁【表1】）
- ②：景観法に基づく通知対象外であるが、景観形成上特に配慮が必要な行為として別に定める事業（次頁【表2】）
- ③：関連する他法令等により、手続き又は調整等が求められる行為に該当する事業
 - ・景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等で行う事業（次頁【表3】）
 - ・市町村の景観・まちづくり施策等で整備方針が位置付けられている地域で行う事業
 - ・屋外広告物に関する物件を設置する事業
- ④：①～③に該当しない事業



＊「公共事業等」とは？

ここでいう、公共事業とは、国、地方公共団体（県、市町村等）が行う事業であり、等とは法人税法により公営法人に定められた機構、事業団、地方公社等が実施する事業です。なお、国・地方公共団体以外の事業は、通知ではなく届出となります。公営法人を例示すると次のとおり。

（例）独立行政法人（都市再生機構、森林総合研究所・森林農地整備センター、水資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、環境再生保全機構）、日本下水道事業団、土地開発公社、地方住宅供給公社、土地改良区、土地区画整理組合 等

【表1】
通知対象に該当する公共事業等の規模

県条例に基づく通知対象規模は、共通指針及び施設別指針の施設別には、下表に掲げるとおりである。
なお、各市町村条例による通知対象規模は、下記規模と異なるため、県及び各市町村・地区の区分、規模を確認し対応すること。

分類	行為区分	規模		
		一般地域	重点地域	
〔個別指針第4〕 共通指針	のり面	土地の形質の変更	高さ5mかつ長さ10m	高さ1.5m
	擁壁	土地の形質の変更、工作物	高さ5mかつ長さ10m	高さ1.5m
	防護柵	工作物（柵等）	高さ5m	高さ1.5m
	標識・公共広告物	屋外広告物条例による（注1）	同左	同左
	照明施設	工作物（鉄柱等）	高さ13m	高さ5m
	駐車場（立体）	工作物（自動車車庫等）	高さ13m又は 築造面積1,000㎡	高さ5m又は 築造面積10㎡
	駐車場、展望広場	土地の形質の変更	面積3,000㎡	面積300㎡
〔施設別指針第5〕	公共建築物	建築物の建築等	高さ13m又は軒高9m 又は延床面積1,000㎡	高さ13m 又は延床面積10㎡
	用地造成	土地の形質の変更	面積3,000㎡	面積300㎡

注1) 詳しくは、屋外広告物の設置許可等申請窓口で確認すること。なお、盛岡市・平泉町は当該市町が所管している。
また、道路標識など法令の規定により表示する広告物や国、地方公共団体が公共的目的をもって自己の庁舎等に表示する広告物又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物等（工事看板を含む）は届出対象外である。
（その他の広告物については、事前に届出が必要。）

注2) 建築物・工作物の対象高さは、埋め戻し後の地盤面からの高さによる。

注3) 建築物・工作物の増改築・増改設：適用除外～高さの変更を伴わず当該行為に係る部分の床面積の合計が200㎡以下のもので、かつ、増改築・増改設前の床面積の合計の2割を超えないもの。

【表2】
通知対象に相当する公共事業等の規模

通知対象行為には直接的に該当しないが、景観形成上特に配慮が必要な主な施設整備を施設別に表2に定め、その規模を超えるものは景観検討の充実に努めるものとする。
なお、下表内の施設で、表1の規模を超える施設等を含む場合は通知対象となるので注意すること。

分類	行為区分	規模		
〔施設別指針第5〕	道路	道路（歩道含む）	面積3,000㎡	
		自転車道、遊歩道	全て	
		トンネル	坑門工の全て	
		高架橋、歩道橋、ペデストリアンデッキ	全て	
橋りょう	橋梁	全て		
		河川・水路	護岸、水路、堤防、樋門等	高さ5m
			河川敷公園等	公園的利用施設全て
ダム	ダム本体（高さ15m）	面積3,000㎡		
		調整池等	全て	
砂防・治山	砂防・治山堰堤、擁壁等	高さ5m		
		港湾・漁港	防波堤、岸壁、護岸等	高さ5m又は面積3,000㎡
空港	滑走路、照明施設、緩衝緑地等			全て
		海岸	堤防、護岸、海浜	高さ5m又は面積3,000㎡
公園・広場	離岸堤、突堤、ヘッドランド			全て
		上下水道	樋門、樋管	高さ5m
公園・広場	公園、広場			全て
		上下水道	浄水場、下水処理場、ポンプ場	全て

【表3】
景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等

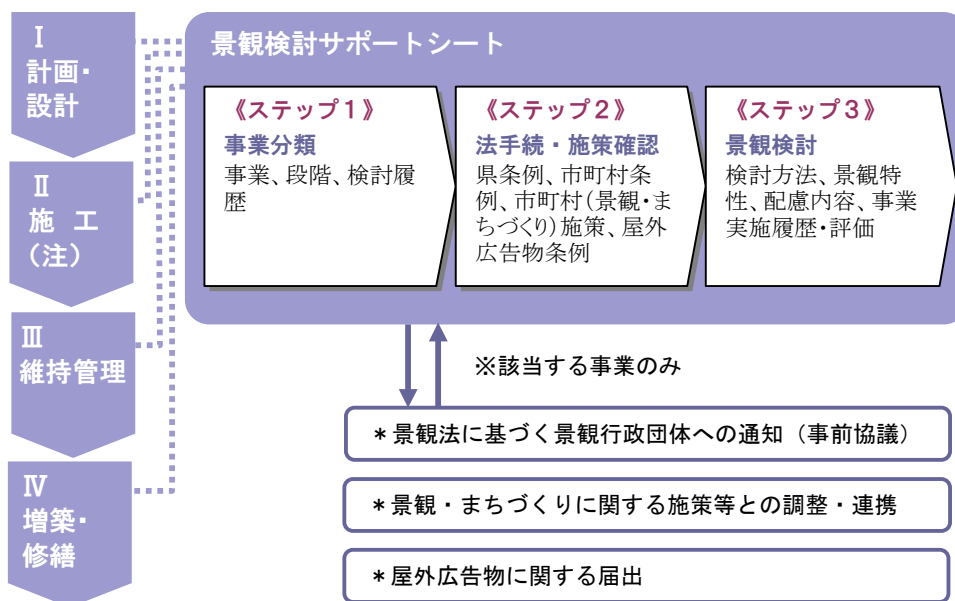
根拠法等	対象地区等	岩手県内の対象地区等	事務取扱		
都市計画法	風致地区	①盛岡市（高松・山王） ②宮古市（浄土ヶ浜周辺）	市町村		
自然公園法	自然公園内の特別地域	①十和田八幡平 ②陸中海岸 ①栗駒 ②早池峰 ①花巻温泉郷 ②久慈平庭 ③外山早坂 ④湯田温泉郷 ⑤折爪馬仙峡 ⑥五葉山 ⑦室根高原	県		
			重要伝統的建造物群保存地区	①金ヶ崎町（城内諏訪小路）	市町村
			重要文化的景観	①一関本寺の農村景観 ②遠野 荒川高原牧場	国（県）
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	認定歴史的風致維持向上計画の重点区域	—	—		
都市緑地法	特別緑地保全地区	—	—		

3 運用の流れ

運用にあたっては、「計画・設計」「施工（注）」「維持管理」「増築・修繕（注）」の各段階において、指針の解説、景観検討の流れ等を踏まえて、景観検討サポートシートを活用して事業実施します。

なお、「計画・設計」時の、景観検討が特に重要です。

(注)「施工」は新設（新築）、「増築・修繕」は増設（増築）、移設、外観の変更を指します。



(1)景観検討サポートシート

公共事業等の担当者は、各段階において景観検討サポートシート（以下「サポートシート」という）を作成することにより、事業区分、法手続・施策確認をし、景観検討内容が指針をふまえた内容となっているか等を確認するものとします。

① サポートシートは、設計の考え方の一貫性を確保するため、「計画・設計」「施工」「維持管理」「増築・修繕」の各段階において作成します。なお、作成履歴がある場合は前段階作成内容をふまえて作成するものとします。

(注)「施工」は新設（新築）、「増築・修繕」は増設（増築）、移設、外観の変更を指します。

② 設計を委託する場合は、サポートシートの検討案を受託者とともに作成するものとします。

③ 公共事業等の担当者とは、設計書作成者又はその直属の総括主査とし、サポートシートは設計書原議に添付・回議して複数のチェックによる指針の的確な運用を図るものとします。なお、景観検討結果をふまえ、指定工法並びにその主要材料等を採用するにあたっては、必要に応じて「技術検討委員会・指定工法検討書」等で決定プロセスを明確にするものとします。

④ サポートシートによる景観検討の流れは、「岩手県公共事業等景観形成指針・景観検討の流れ（実施フロー）」に従い、景観検討を行ったうえで、事業を実施するものとします。

(2) 検討手法

景観の検討にあたっては、各事業担当組織内での検討に加え、地域の景観に対する影響が特に大きいもの又は建設する施設が地域のシンボルとなるものについては、「委員会等による検討」又は県の「まちづくりアドバイザー」やその他の識者によるアドバイスをふまえた検討を行うものとします。

① 委員会等（委員会形式により設計内容を検討するもので、主に外部の委員等で構成されるもの）

・対象となる公共事業等が、「地域の景観に対する影響が特に大きいもの又は建設する施設が地域のシンボルとなるもの」と、設計を担当する各課公所の長が判断した場合は、多方面の関係者から構成される委員会等により検討するものとします。

・委員会等により検討する事業は、以下の事例が想定されます。なお、この事例以外の事業についても、景観に及ぼす影響を勘案し、必要に応じて委員会等による積極的な検討を行うものとします。

- i) 中心市街地等におけるシンボルロード的な道路等事業
- ii) 良好な自然景観や歴史的景観を有する地域等での道路事業・長大橋建設事業
- iii) 公園的な整備を含む河川・水路事業
- iv) 地域の景観を大きく改変するダム建設事業
- v) その他、以上に準ずる工事で景観上の配慮が特に求められる事業

・委員等については、関係住民、学識経験者、市町村職員、県（振興局等）職員などにより構成し、検討箇所の市町村景観計画、景観・まちづくり施策などの策定に関わった人材の活用も検討するものとします。

・各課公所において、年に複数の事業を委員会形式で検討する場合は、各課公所の長の判断により、事業毎又は公所単位毎で委員会を設置し検討するものとします。なお、各課公所等を越えた事業間の調整が必要な場合は、関係機関と調整したうえで体制を整備し、取り組むものとします。

・委員会等は、意見を反映させやすい段階や、事業の公表時期等を勘案して適切な時期に開催するものとします。

② アドバイザー（岩手県まちづくりアドバイザーまたは、それ以外の識者）

・景観検討にあたっては、「岩手県まちづくりアドバイザー派遣制度」が利用できます。この制度は住民、NPO、事業者等及び市町村が協働してまちづくりや景観づくり等を進める際に、専門的な助言を受けられるものです。

・「まちづくりアドバイザー」以外の識者からアドバイスを受け景観検討を行う場合は、事業実施公所が適宜、別途依頼するものとします。

③ その他

・計画・設計段階において、プロポーザル方式による業務委託を実施する場合、技術提案の内容に景観検討を含めることも検討するものとします。

・施工段階において、契約後VE方式による工事を実施する場合、VE提案の審査の際に、指針との整合に配慮するものとします。



* 景観形成検討委員会設置要綱（例）

（趣旨）

第1条 この要綱は、〇〇事業における岩手県公共事業等景観形成指針の適正な運用を図るため、〇〇事業景観形成検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の設置）

第2条 △△広域振興局△△部に委員会を置くものとする。

（委員の選任）

第3条 △△広域振興局△△部の長は、学識経験者、地域住民、県の職員及び市町村の職員等から委員会の委員を委嘱するものとする。

2 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

（委員会の開催）

第4条 △△広域振興局△△部の長は、委員会を開催し、又は設計受託者に開催させるものとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

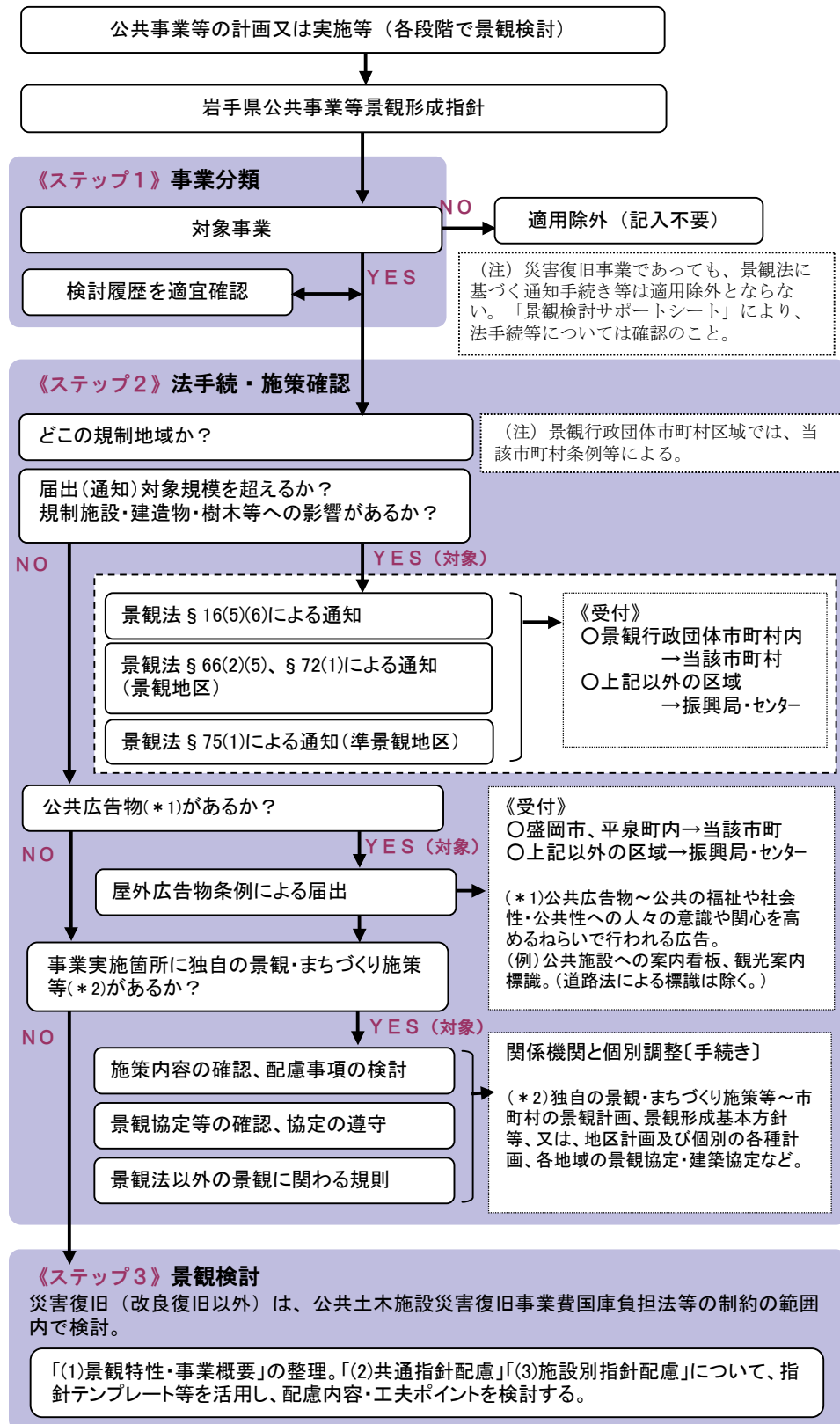
2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて関係者を委員会に出席させることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、△△広域振興局△△部の長が指定する課等において処理する。

(3)岩手県公共事業等景観形成指針・検討の流れ (実施フロー)



※必要に応じて、委員会等またはアドバイザーを活用する。

※必須記入項目以外については、必要に応じて適宜整理。また、記入欄の大きさも適宜調整のうえ作成。

景観検討サポートシート 1	確認印	部長・所長	室長	工務課長・次長	主任主査・主査	担当者

1. 事業分類 解説編
目次1 [【シート2】](#)

※白抜文字：～必須記入項目

(1) 事業名（業務名・工事名）

記入年月日	平成 年 月 日
事業	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 工事
事業担当所属	

(2) 事業区分

◎ (適用対象外)



災害復旧以外の適用対象外については、本項目以降の記入不要。

<input type="checkbox"/>	道路舗装の補修工事等の原形復旧を目的とする事業
<input type="checkbox"/>	地盤面下で実施する事業
<input type="checkbox"/>	災害復旧（改良復旧以外）を目的とする事業。
<input type="checkbox"/>	非常災害のため必要な応急措置として行う行為
<input type="checkbox"/>	通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令（景観法施行令第8条）で定める ※資料編
<input type="checkbox"/>	法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じられない場合 理由：

(3) 段階・検討履歴

事業年度 平成 年度 ~ 平成 年度

今回段階	①計画・設計		②施工		③維持管理		④増築（増設）・修繕	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
履歴	年度	検討年月日	段階	記入者（職・氏名）			摘要	
	H23	H23. **. **	①	技師 ** **			(予備・詳細等) 設計、施工・・・	

2. 法手続・施策確認

[※Ⅲ資料編 岩手県内の景観計画等施行状況](#)

(1) 景観条例（自主条例含む）

[※Ⅲ資料編 各景観計画等の概要](#)

[※用語解説\(景観\)](#)

盛岡市、北上市、奥州市、平泉町、一関市、一関市本寺地区、遠野市及び、この市町村以外の地域は、岩手県の景観条例・施行規則・景観計画の内容を確認し、通知対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	市 地内		<input type="checkbox"/>	市町村指定・重点地域等
	<input type="checkbox"/>	重点地域（県）		()
	<input type="checkbox"/>	景観地区	<input type="checkbox"/>	準景観地区
	<input type="checkbox"/>	景観農業振興地域整備計画区域		()
通知手続き (対象施設)	<input type="checkbox"/>	要	<input type="checkbox"/>	不要
通知年月日	平成 年 月 日	()	<input type="checkbox"/>	その他
同上・事前協議	平成 年 月 日	()		()

[景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等](#)

根拠法令	規制区域等	対象地区等
都市計画法	風致地区	<input type="checkbox"/> ()
自然公園法	自然公園内の特別地域	<input type="checkbox"/> ()
文化財保護法	伝統的建造物群保存地区	<input type="checkbox"/> ()
	重要文化的景観	<input type="checkbox"/> ()
歴史まちづくり法	認定歴史的風致維持向上計画の重点区域	<input type="checkbox"/> ()
都市緑地法	特別緑地保全地区	<input type="checkbox"/> ()
景観条例〔自主条例〕	地方公共団体の条例により定められた指定地区	<input type="checkbox"/> ()

景観検討サポートシート 2	年度	検討年月日	段階	摘要	備考
	H23	H23. **. **	① 計画・設計	(予備・詳細等) 設計、施工・・・	

- (2) 屋外広告物条例 ※～ 公共広告物がない場合は記入対象外 [解説編 目次1](#) [【シート1】](#)
 盛岡市、平泉町、及びこの市町村以外の地域は岩手県の屋外広告物条例・施行規則の内容を確認し、届出対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	市	地内	地域	<input type="checkbox"/> 県所管	<input type="checkbox"/> 市町村 ()
広告種別			区分	<input type="checkbox"/> 市街地	<input type="checkbox"/> 農山漁村 <input type="checkbox"/> 自然
届出手続き	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	届出年月日	平成	年	月 日 ()

- (3) 景観・まちづくり施策等 ※～ 対象施策等がない場合は記入対象外

市町村確認	平成	年	月	日
各施策の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(名称:)	
公共事業における配慮内容				
関係団体等				

3. 景観検討

(1) 景観特性・事業概要

施設別	
地域	【県】 <input type="checkbox"/> 重点地域 <input type="checkbox"/> その他 【景観行政団体市町村】 <input type="checkbox"/> ()
景観特性	
事業概要	

- (2) 共通指針配慮 [シンプレート目次](#)

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価
のり面、擁壁、...	「指針」から該当部分を抜粋して記入。	「配慮事項」「工夫ポイント」等を参考に検討して記入。	前段階の検討内容への対応状況、相違内容を記入。 配慮できない場合はその理由なども記入。

- (3) 施設別指針配慮

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価

- (4) 検討手法 (事業者検討以外) ※～ 事業者検討のみの場合、記入対象外

検討手法	<input type="checkbox"/> 委員会等	<input type="checkbox"/> アドバイザー	<input type="checkbox"/> その他 ()
------	-------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

- (5) その他

引き継ぎ事項・地元要望事項等の調整内容などを記入。

- (6) 事業実施箇所・参考写真 (撮影日) H**. **. **

必要に応じて、現況写真等を貼り付け。

Ⅱ 岩手県公共事業等景観形成指針の解説（指針テンプレート） - 目次 2 -

解説編
目次1

◆趣旨・基本的事項・指針の運用

	リンクシート
◇ 趣旨	趣旨等
◇ 基本的事項	↑
◇ 指針の運用	運用等
◇ 岩手県景観計画区域における重点地域	↑

◆共通指針（個別事項）

	リンクシート
(1) のり面	共1
(2) 擁壁	↑
(3) 防護さく	共2
(4) 標識・公共広告物	↑ 共3
(5) 照明施設	共3
(6) 緑の保全と緑化	↑
(7) 駐車場	↑
(8) 展望広場	共4
(9) 残地処理	↑
(10) 維持管理	↑
(11) 占用行為への指導	↑
(12) 人にやさしい施設の整備	↑

◆共通指針（共通事項）

	リンクシート
(1) 位置・規模	共1
(2) 形態・意匠	↑
(3) 色彩	↑
(4) 素材・耐久性	↑

【シート2】

◆施設別指針

		リンクシート
1 道路	(1) 道路	施1
	(2) 歩道・自転車道・遊歩道	↑
	(3) トンネル	↑
	(4) 交差点	施2
	(5) 高架橋	↑
2 橋りょう	(1) 橋りょう本体	施3
	(2) 親柱、高欄及び照明施設	施4
	(3) 橋詰め	↑
3 河川・水路	(1) 河川	↑
	(2) 護岸、水路、水制	↑
	(3) 樋門、落差工	施5
	(4) 堤防、高水敷	↑
	(5) 調整池等	↑
4 ダム	(1) ダム本体	↑
	(2) ダム湖の周辺	↑
5 砂防・治山	(1) 砂防・治山対策施設	施6
	(2) 急傾斜地崩壊対策施設・雪崩対策	↑
6 港湾・漁港	(1) 防波堤、岸壁、護岸等	↑
	(2) 建築物、工作物等	↑
7 海岸	(1) 海浜	施7
	(2) 海岸堤防、護岸	↑
	(3) 離岸堤	↑
	(4) 突堤・ヘッドランド	↑
	(5) 樋門・樋管	↑
8 空港		施8
9 公園・広場	(1) 建築物、工作物等	↑
	(2) 植栽	↑
10 上下水道		↑
11 公共建築物	(1) 建築物及び工作物	↑ 施9
	(2) 外構	施9
12 用地造成		↑

(参考) [用語解説](#) [用語解説\(景観\)](#)

◆趣旨

この指針は、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共事業等の実施に関する良好な景観の形成のために必要な事項を定めるものとする。

◆基本的事項

公共事業等の実施に当たっては、良質な公共空間を形成するため、機能性、安全性、経済性ととともに、良好な景観の保全・形成が、必要な事項であることを認識し、次の事項に留意しながら地域の特性を生かした優れた景観の形成に努めるものとする。

(1) 自然の景観、生態系及び植生との調和に配慮するとともに、緑化に努めること。

【考え方】 本県の特性を活かした景観形成をすすめていくためには、豊かな植生、美しい海辺、清らかな水辺など、恵まれた自然環境との調和に十分配慮しながら、景観形成を進めていく必要があります。このため、公共事業等の実施に当たっては、事業箇所背景となる自然景観、周辺の自然生態系や植生との調和に十分配慮するとともに、樹木の保全や移植による修景等により、緑化の保全に努めるものとしします。

(2) 地域の歴史的、文化的特性に配慮するとともに、文化的で質の高い景観の創出に努めること。

【考え方】 地域の特性を生かした景観を形成していくためには、それぞれの地域の歴史的、文化的景観資源を生かした景観形成を進めていく必要があります。このため、公共事業等の実施に当たっては、周辺に歴史的建造物や遺跡等がある場合は、その風致を損なわないよう配慮するとともに、地域の歴史的、文化的特性を生かしながら、地域らしさの創出を努める必要があります。また、文化の薫り高い地域づくりを進めていく上で、公共施設は、大きな役割を果たすことが期待されます。したがって、地域の歴史的、文化的特性に配慮しつつ、新しい文化の創造を目指した質の高い施設づくりに努める必要があります。

(3) 高齢者、障害者等にも配慮した潤いと安らぎのある快適な生活空間の創出に努めること。

【考え方】 公共施設の基本的な役割は、人々の生活の利便性、安全性、快適性等を満足されることにあります。このため、公共事業等の実施に当たっては、機能性、安全性の確保を基本としつつ、人々、とりわけ、高齢者、障害者等への安全性や快適性、親しみやすさに配慮し、特に、多くの人々が利用する施設の整備に当たっては、人にやさしい施設の整備、ゆとりのある快適な空間の創出などに努める必要があります。

一口メモ

*「建築物」とは？

景観法においては、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
＝土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

「特殊建築物」

＝学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

「建築設備」

＝建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

◆指針の運用

指針の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 景観形成のための計画が定められている場合は、指針の運用との調整を図りながら、その推進に努めること。

ア 岩手県景観計画との整合性に配慮すること。

イ 景観行政団体である市町村の景観計画区域内においては、その市町村が定める景観計画に配慮すること。また、市町村の景観形成に関する方針その他これに類する景観形成のための計画、基準等が定められている場合は、その内容に配慮すること。

ウ 国の各省庁から示されている景観形成ガイドライン等も積極的に参考とすること。

エ 景観法第83条第1項の規定に基づき認可された景観協定又は条例第24条第1項の規定に基づき認定された景観形成住民協定が締結されている場合は、その内容に配慮すること。

【考え方】 当該地域において、景観法に基づく景観計画をはじめ、景観に関する方針や基準、ガイドライン等が定められている場合は、それらとの調整を図りながら、良好な景観形成を進める必要があります。

(2) 関係公共団体等との連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めること。

【考え方】 景観は、様々な要素で構成され、様々な主体による事業が関係して形成されます。このため、優れた景観を形成するためには、国や県、市町村等の公共団体相互の調整が必要であり、これらの関係公共団体等が指針を共通に認識し、十分な連携のもとに、景観形成を進める必要があります。

(3) 公共事業等の計画、設計及び維持管理のそれぞれの段階に応じて、指針の適切な運用に努めるとともに、関連するマニュアル等が定められている場合は、その活用にも配慮すること。

【考え方】 この指針は、事業の計画、構想段階で景観計画の前提条件として活用するとともに、今後の変更等を含めて定期的なチェックリストとして使用する等、事業のそれぞれの段階で広く活用する必要があります。

なお、事業の計画の策定等に当たっては、本指針に基づくほか、各種の景観形成に関するマニュアル等の活用にも配慮するものとします。

(4) 地域の特性の把握に努めるとともに、住民の意向を反映させるよう配慮すること。

【考え方】 この指針は、地域特性の重視をうたっているものの、それぞれの地域特性の内容は示していません。このため、実際の公共事業等の実施に当たっては、地域特性の把握に努めるとともに、住民の意向を反映させるよう配慮し、地域の住民に愛され、親しまれる公共施設づくりに努める必要があります。

◆岩手県景観計画区域における重点地域

岩手県景観計画区域における重点地域内及び景観行政団体市町村の同等地域内における公共事業等の実施に当たっては、この指針に定めるもののほか、当該地域の景観形成基準及び景観行政団体市町村の同等基準等を遵守し、地域の特性に配慮しながら、施設の整備に努めるものとする。

一口メモ

* 基準用語解説

- 1) 位置=建築物等が計画されている場所。 2) 規模=高さなど
- 3) 形態=建築物等の全体的なかたち、建築物等の骨格をなす外観。 4) 意匠=外壁又屋根等を含めた建築物等のデザイン。
- 5) 色彩=建築物等の外壁、屋根等の色をいう。 6) 素材=もとなる材料、原料。 7) 敷地=緑化、周囲との一体性。
- 8) 木竹=樹木及び竹をいう。 9) 伐採跡地の緑化=木竹の伐採後の植栽等の緑化措置をいう。
- 10) 屋外=建築物等の外をいう。屋敷内は、遮蔽等の措置がなければ含む。
- 11) 物=不動産以外のもの。(古タイヤ、ドラム缶、建築資材、廃車等) 12) 集積=集めて積むこと。
- 13) 貯蔵=貯えしめておくことをいう。 14) 遮へい=見えないように覆って隠すこと。
- 15) 鉱物=鉱業法第3条にいう鉱物をいう。(金鉱、銀鉱、銅鉱、アスファルト鉱、ほたる鉱他多数)
- 16) 土石=鉱物以外の岩石、砂利、砂、玉石、土等をいう。
- 17) 採取=なんらかの目的をもって土石等を採取して、行為地外に持ち出す行為をいう。
- 18) 事後の措置=鉱物の掘採、土石等の採取後の景観に配慮した跡地の措置。
- 19) 土地=耕地、宅地、山林などの総称であり、不動産の一種。 20) 形質の変更=切土、盛土、整地等をするをいう。
- 21) 水面の埋立て又は干拓
「水面」とは、海、川、池、湖等一定の位置を持つ敷地とその上にある水をもって構成される統一体をいう。
「埋立て」とは、陸地造成の目的を持って、水面に土砂等を埋め立て陸地にすることをいう。
「干拓」とは、陸地造成の目的を持って、一定の水面に締切り工事を行い、水域の水を失わせて陸地にすることをいう。

共通指針・テンプレート1

[目次2](#)

[【シート2】](#)

◆共通指針（共通事項）

(1) 位置 ・規模	指針	主要な視点場からの眺望景観及び良好な景観資産を阻害しないよう配慮するとともに、現地踏査による情報収集により、公共施設の規模・配置の工夫、設置を必要最小限とするなど、周辺の地形及び環境への調和に努めるものとする。
(2) 形態 ・意匠	指針	周辺景観に調和するよう、全体としてまとまりのある形態及び意匠に配慮するとともに、ランドマーク性のある構造物の場合は、見え方の変化や利用特性を考慮した形態及び意匠に努めるものとする。
(3) 色彩	指針	周辺の景観の色彩と調和し、地域にふさわしい色彩を基調とするとともに、アクセント色を導入する場合は構造物全体及び周辺景観と調和を欠かないような配色となるよう努めるものとする。
(4) 素材 ・耐久性	指針	地域固有の歴史や文化の特性と調和するような素材の使用に配慮するとともに、維持管理が容易で経年変化によるエイジング効果が期待でき、補修や交換に耐えられる材料、耐久性を備えた素材を用いるよう努めるものとする。

◆共通指針（個別事項）

(1) のり面	1 指針	アのり面と自然地形との滑らかな擦り付けによる連続性と自然復元の可能性を検討したうえで、できる限り周囲の地形に応じた構造及び形態とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。
	配慮事項	■地形に応じたのり面の構造及び形態とすることにより、周囲の地形と馴染ませる工夫をし、周辺の景観と調和させるよう配慮する。 ■できる限り緑化可能な緩やかな勾配の採用に努める。
	工夫ポイント	□経費等を含めた総合的な検討をしたうえで、のり面と自然地形との連続性を確保するためのラウンディング、元谷造成、グレーディング等のアースデザインによる工夫をする。 □コンクリート処理が必要な場合は、経費等を含めた総合的な検討をしたうえで、フレームの縦枠に比べて横枠の存在感を弱める造形的配慮や間詰め緑化などを検討する。
	(補足)	※ラウンディング：現地盤になだらかに擦りつけるために行う丸めづけ造成。 ※元谷造成：一つの法面を分割して不自然な印象の法面の表面形態を改善する造成。 ※グレーディング：標準横断で示される土工定規によって定める法面勾配より緩く造成。
	2 指針	イ原則として周辺の植生と調和した緑化に努めるものとする。
	配慮事項	■草本類又は木本類の種類、植栽工法の工夫により、周辺の植生に配慮した緑化に努める。
	工夫ポイント	□潜在的に生物資源を包蔵している表土を保全し、植栽基盤への活用を検討する。 □現地で発生した表土や樹木チップ混合材の吹付緑化工法等により、地域の生態系の復元を検討する。
(2) 擁壁	指針	構造、形態、意匠、素材等の工夫、緑化や表面処理等により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。
	配慮事項	■安全性や機能性の確保に支障のない範囲で、できる限り低い構造、形態とし、圧迫感や威圧感、周囲の景観との違和感の軽減に努める。 ■表面処理の工夫や経年変化により周辺の景観と馴染むような意匠、素材等の活用を努める。 ■必要に応じて、つる性植物による緑化や擁壁の前面に植栽スペースを確保する等、できる限り緑化による修景に努める。
	工夫ポイント	□基本的に、シンプルで目立たないものとする。 □自然石の活用、縦スリットを基本とした陰影を付与するコンクリートの表面処理、表面の輝度を下げするためのチッピングなどの工夫をする。 □石や木に擬することや、絵やレリーフなどをつけないことが肝要である。

(3) 防護さく 指針 形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。

- 配慮事項**
- 【形状・意匠】安全性に支障のない範囲で、シンプルなデザインに努め、周辺への眺望を確保する必要がある場合は、透過性の高いデザインにも配慮するものとする。
 - 【素材・色彩】良好な自然の景観や歴史的な風致を有する地区等においては、自然素材の活用や低彩度の色彩とする等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、汎用性が高く、補修の容易性について十分考慮したものとする。
 - 【代替可能性】代替策も含め防護さくの必要性を検討したうえで、近接する他の施設との調和にも配慮するものとする。
 - 【人との親和性】歩行者利用がある場合は、歩行者の安全が確保される形状を基本とし、人との親和性に配慮するものとする。

工夫ポイント 【形状・意匠】

- 道路方向に伸びるビーム等を滑らかに連続させ、支柱間隔を等間隔にする。
- 防護さく自体が周辺環境の中で主張し過ぎないように、絵を描かない、レリーフ等をつけない。
- 周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性の高い防護さくの形式とする。
- コンクリート製の壁型剛性防護さくの場合には、コンクリート壁面の存在感を低減させる工夫をする。
 - ・上部に金属製のトップレールを付加したものとし、コンクリート壁面の高さを抑える。
 - ・コンクリート壁面の輝度を低減させる。
- 景観的基調が同一の場合には、同一種類（形状、色）の防護さくを用い、防護さくの種別が異なる場合でも、極力構造的統一感を持たせる。

【素材・色彩】

- 材質を工夫する。（木材等の手触り感に優れる材質も考えられる。ただし、表面の平滑さの保持、過度な大きさ、重量感を与えないように配慮が必要）
- 鋼製防護さくについては、周辺景観の中で防護さくが必要以上に目立たない塗装色を選定することを原則とする。

【代替可能性】

- 歩道幅員が広い場合は、横断防止さくではなく、歩行者横断を物理的に防止可能な植樹帯での代替を検討する。また、歩行者巻き込み防止目的の防護さくも、縁石や駒止、高さの低い植樹帯での代替を検討する。

【人との親和性】

- 防護さくの歩道側の面を歩行者にとって表側の面として感じさせる。

【維持管理・その他】

- 維持管理の容易性を考慮して、防護さくを選定する。
- 視線誘導標の設置により周囲の景観を阻害する場合には、防護さくの支柱に反射シートを巻き付け、視線誘導機能を確保する。
- 整備時期のずれにも対応して、近接して設置される他の道路附属物等との色彩調和を検討する。
- 暫定供用時の防護さくについて、仮設用として適切な機能を有し、かつ景観に配慮した施設を検討する。

□(参照) [Ⅲ資料編 4 国等の景観形成ガイドライン等一覧](#)

※「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(国土交通省道路局:H16.3)

※「道路設計上の今後の留意事項について(通知・県土整備部道路建設課・道路環境課:H19.3.27)

(4) 標識・公共広告物 1 指針 ア 配置、設置数を考慮したうえで、情報を整理統合し、できる限り少ない掲出で分かりやすい情報の提供により、景観上の煩雑さの軽減に努めるものとする。

- 配慮事項**
- 情報を整理統合し、設置数を必要最小限にとどめるとともに、分かりやすい情報の提供に努める。
 - 複数の標識・公共広告物類については、できる限り共架、共存を進め、設置数の削減に努める。

- 工夫ポイント**
- 各道路管理者及びその他の管理者で、情報の整理統合及び共架を検討し、また、整備時期が異なる場合は追加設置を考慮した整備を検討する。
 - できるかぎり形態、意匠、高さ等を統一し、共架等による集約化を検討する。

(4) 標識・公共広告物の続き

2 指針

イ 形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 情報伝達機能や構造上の安全性の確保に支障のない範囲で、できる限りシンプルなデザインに努める。
- 地域の特性や周辺の景観との調和に配慮するとともに、標識・公共広告物類の機能に応じて、デザインの連続性、統一性に努める。
- 標識・サイン類相互の調和及び他のストリートファニチャー類との調和に配慮する。

工夫ポイント

- 視点と視対象を考慮した配置とし、標識柱及び標識板の裏面の色彩について、周辺景観との調和を検討する。
- 公共広告物は過剰な広告や周辺景観から浮き立つ広告を避け、普遍的なデザインを検討する。

(5) 照明施設

指針

周辺の諸施設の位置関係を考慮して配置検討し、地域の特性及び周辺の景観と調和した形態、意匠、素材、色彩等とするよう努めるものとする。

配慮事項

- 照明施設は、落ちついたデザインとし、周辺の景観との調和や地域の特性を生かしたものとすよう配慮する。
- ライトアップ等の光による演出を行う場合は、過度な光源の色彩や照度によって、対象物そのものや周辺の景観を阻害しないよう配慮する。
- 近接する他の施設との調和にも配慮するものとし、汎用性が高く、補修の容易性について十分考慮したものとす

工夫ポイント

- 照明柱、信号柱等との集約化やデザインの統一性の確保を検討する。
- 近接設置される防護さく、標識柱等とのデザインの統一性の確保を検討する。
- 汎用性が高く、点検・補修が容易な構造、素材の使用など、維持管理を考慮する。

(6) 緑の保全と緑化

1 指針

ア 良好な景観を形成している既存樹林、樹木等については、できる限り現況保存、移植活用、表土の活用に努めるものとする。

配慮事項

- 良好な景観を形成している樹木や地域で親しまれている樹木は、その保存に努めるとともに、移植が必要なものは、その周辺に移植し、修景に活用するよう配慮する。

工夫ポイント

- 既存樹林・樹木等の現況保存を検討する。
- 景観的効果が大きい大径木については移植活用を考え、また大径木でなくとも、資源保全の意味合いから、移植などを検討する。（樹幹を根本で伐り取った根株の移植も含む）
- 潜在的に生物資源を包蔵している表土の植栽基盤への活用を検討する。

2 指針

イ 植栽に当たっては、自然の植生、周辺の樹木等との調和、地域の特性等に配慮するものとする。

配慮事項

- 樹種の選定にあたっては、目的と対象地域に応じてその地域の植生や周辺の樹木の樹形、配置、色彩を考慮したものとす、景観的な連続性や調和が図られるよう配慮する。
- 地域の特色を生かした樹種や花木、草花等の植栽により、地域性や季節感の演出に努める。また、香りのする花木や草花、鳥等の集まる実のなる樹種の選定についても考慮する。

工夫ポイント

- 自然が背景にあるような公共空間では、地域景観になじむ、自生種ないし定着種の選定を検討する。
- 樹種特性と道路条件を把握し、対象箇所に最も相応しい植栽効果が発揮される種の選定を検討する。
- 四季の変化や生長による変化など、時間的な景観変化も考慮する。
- 植栽を行うことにより、景観を阻害する人工物の遮蔽も検討する。

(7) 駐車場

指針

位置、構造、形態等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項

- 駐車場は、単調な空間をつくりだし周辺の景観との不調和を招きやすいことから、周囲の地形、建築物等の配置等を考慮しながら、できる限り目立たない位置への配置に努める。
- 駐車場の外周部については、樹木を植栽したり、生け垣を配したり、ネットフェンスにつる植物を絡ませる等緑化に努めるとともに、場内についてもできる限り植栽帯の確保に努める。
- 立体駐車場は、位置、形態、意匠、色彩等を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。
- 良好な自然の景観や歴史的な風致を有する地区にあつては、できる限り立体駐車場の設置を避けるよう努める。

(8) 展望 広場	<p>指針 展望広場の設置に当たっては、周辺の景観との調和に努めるものとする。</p>
	<p>配慮事項 ■優れた眺望を提供できるよう設置場所を工夫するとともに、色彩、素材等の工夫や緑化により周辺の景観と調和した修景に努める。</p> <p>工夫ポイント □展望場所に転落防止さくを設置する場合、眺望点を底上げするなど、景観資源が眺めやすくなるように検討する。</p>
(9) 残地 処理	<p>指針 道路整備、造成等によって生じた残地については、緑化等による周辺の景観との調和に努めるものとする。</p>
	<p>配慮事項 ■道路整備、造成等によって生じた残地は、緑地や小広場として周辺の景観と調和した修景に努める。</p> <p>工夫ポイント □既存樹木の移植、表土の移植により、植栽基盤への活用を検討する。 □電線等の地中化に伴う地上機器（トランス）等を設置する場合も、緑による修景や困障等による修景を検討する。</p>
(10) 維持 管理	<p>指針 維持管理の容易な構造、形態等に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適切な管理、修繕及び補修に努めるものとする。</p>
	<p>配慮事項 ■適切な維持管理体制のもと、計画的な管理、修繕及び補修に努める。 ■地域の自主的な維持管理活動の育成・支援に努める。</p> <p>工夫ポイント □道路附属物等の維持補修において、当初設計と異なる仕様やデザインのものを使用しない。 □歩道のタイルの交換等で、既存のものと全く違う材料で補修（アスファルトによるパッチング等）しない。 □小さいカーブの内側に管理段階で補植して見通しを悪くしない。 □眺望に配慮し、切土のラウンディング等を施したところに植栽を加えない。</p>
(11) 占用行 為への指導	<p>指針 公共用地における占用行為については、集合化、植栽修景、色彩配慮等により、周辺の景観との調和に配慮するよう指導に努めるものとする。</p>
	<p>配慮事項 ■道路敷地その他の公共用地における工作物等の占用行為については、周辺の景観と調和するよう指導に努める。 ■電柱類は、良好な景観を損なわないよう、その位置について指導するとともに、関連事業者との連携により電線類の計画的な地中化の推進に努める。 ■サイン類については、できる限り整理統合により設置数を削減するよう指導に努める。</p>
	<p>工夫ポイント □無電柱化による地上機器の設置にあたっては、周辺の景観に調和した意匠、色彩を検討し、設置箇所については、歩道の植樹帯の中や、小公園等の公共空間への集約、民地へ設置等を検討する。 □照明柱、信号柱等との集約化やデザインの統一性の確保を検討する。</p>
(12) 人にやさしい施設 の整備	<p>指針 公共施設については、人にやさしい施設の整備に心がけるものとし、とりわけ、高齢者、障害者等への安全性、快適性に配慮するものとする。</p>
	<p>配慮事項 ■「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、スロープや手すり、ベンチ、わかりやすい標識類を設置するなど、利用者に安全で快適な空間を提供するよう配慮する。 ■景観を単に視覚的なものとしてとらえるのではなく、川のせせらぎや鳥のさえずり等の音、木や石等の素材の感触、季節の花木による香り等、五感に配慮した景観形成に努める。</p>
	<p>工夫ポイント □歩道空間全体として、街路樹や舗装パターン等による視線誘導を含め、通行しやすいデザインを検討する。 □視覚障害者誘導用ブロックとその周りの舗装材との色彩バランスは、ブロックを容易に識別できるものとしながら、そのまわりの色彩との関係を利用者を交えて検討する。 □音声案内等の支援システムを歩道空間に設置する場合には、他の施設との共柱化を検討する。</p>

◆施設別指針

1 道路

(1) 道路

指針 道路の特性に基づく景観の一貫性を保持し、公共空間として洗練された道路景観の創出に努めるものとする。

配慮事項 ■自然の景観が良好な地域にあつては、その良好な景観との調和に配慮する。
 ■歴史的風致を有する地区にあつては、その歴史的特性に配慮した落ち着いたデザインとし、周辺の景観との調和に配慮する。
 ■市街地にあつては、商業地、住宅地といった沿道地域の特性を生かし、沿道と一体となった景観形成を図り、地域に親しまれる道路景観の創出に努める。

工夫ポイント □舗装に彩色する場合は、低彩度の自然色とする。また、地域特性を考慮する場合は、周辺環境に調和した意匠、形態となるよう素材、色調を検討する。
 □暫定供用予定で設計する際は、構造的・景観的に将来計画を想定して検討する。

(2) 歩道・自転車道、遊歩道

1 指針 ア 歩道等は、シンプルで利用しやすい空間となるよう努めるものとする。
 イ 路面は、安全な歩行及び走行を確保しながら、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■歩道や自転車道は、歩きやすさや快適な走行性が得られる舗装材の中から、地域の特性や道路のイメージにふさわしい素材、色彩を用いるよう配慮する。
 ■点字ブロックの設置に当たっては、利用者の認識性、安全性に配慮しながら、景観的に不調和とならないよう整然とした設置に努める。

工夫ポイント □舗装に彩色する場合は、自然色に近いものとし、素材は維持管理がしやすいものとする。また、地域特性を考慮する場合は、周辺環境に調和した意匠、形態となるよう素材、色調を検討する。ただし、過剰な演出（安易な模様貼りなど）とならないように留意する。

2 指針 ウ 路上施設は、相互に調和が感じられる形態、色彩に配慮するものとする。

配慮事項 ■歩道等に沿って、必要に応じてベンチ等を配置した小広場を設ける等、利用者が快適に歩行・休憩できる空間を確保するよう努める。

工夫ポイント □歩行を妨げるような工作物などの設置は基本的に行わない。
 □歩行の妨げにならない場合でも、地域や道路に必然性のある特別なものを除き、モニュメント等のデザイン工作物の設置は控えることが望ましい。
 □バス停留所のような滞留空間では、必要に応じて上屋やベンチなどの設置も検討し、動線と錯綜しない居心地の良い空間を検討する。

(3) トンネル

1 指針 ア トンネル坑口部は、地形の改変を最小限に抑え、形態、意匠等の工夫及び緑化により、走行上の違和感の軽減を図るとともに、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■トンネルの出入口は、走行上の違和感を与えないよう周辺の景観と調和した坑円形式の採用や壁面処理の工夫、緑化に努める。

工夫ポイント □地形の改変を最小限に抑え、植生復元が可能な形式・工法を検討する。
 □坑口周辺のそで擁壁も一体的に検討する。
 □換気塔や電気室などの周辺施設を設置する場合は、坑口周辺が煩雑な景観にならないように検討する。
 □坑口部の形式は、景観上、人工物の露出が少ない突出型が望ましいが、抑え盛土は周辺地形に摺りつくように地形に倣った造成を検討する。
 □坑口部の形式が、面壁型の場合は壁面をできるだけ小さくシンメトリーな形状とし、坑口部を大きく見せる工夫を検討する。
 □地域の特産等を面壁にデザインしたり、書割のように坑口を形どったりするデザインは避ける。

2 指針 イ トンネル内は、圧迫感の無い景観となるよう努めるものとする。

配慮事項 ■内部空間の設計は、照明、換気など設備設計と一体的に検討し、広く明るく見せるように努める。

工夫ポイント □連続した照明と明るい側壁によるシンプルなデザインを検討し、前方の視認性の快適さを考慮する。

施設別指針・テンプレート2

目次2

【シート2】

1 道路の続き

(4) 交差点 **指針** 交差点における信号機柱、標識類、照明施設等については、交通上の安全性を確保しながら、できる限り整理統合し、煩雑さの軽減に努めるとともに、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■整理統合、共架等の工夫により、景観的な煩雑さの軽減を図る。
■シンプルな意匠、低彩度の色彩を用いるとともに、意匠、色彩等の統一により周辺の景観との調和に配慮する。

工夫ポイント □景観的に重要な樹木等の景観資源がある場合には、歩道内やアイランド内、ロータリー中央での保存等があるが、見通しの障害に十分留意して検討する。

(5) 高架橋 **指針** 構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、高架下空間の修景に努めるものとする。

配慮事項 ■構造、形態、意匠、色彩等を工夫し、景観の分断や単調感、威圧感等の軽減に努める。
■桁裏や配水管の処理方法、附属物の取付け方法等を工夫し、桁下空間への景観的な配慮に努める。
■高架下についてはできる限り緑化等による修景に配慮するとともに、必要に応じて公園、広場として快適な空間の創出に努める。

工夫ポイント □桁や遮音壁等の形態イメージを統一し、橋軸方向の見られ方を意識して橋脚形状を統一するように検討する。
□壁高欄を含む構造高さを低く抑えることを検討する。
□遮音壁や配水管処理等の附属物のディテールデザインに注意して検討する。

(6) 歩道橋・ペデストリアンデッキ **1 指針** 構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、快適で親しみのある歩行者空間の創出に努めるものとする。

配慮事項 ■形態、意匠及び色彩は、隣接する構造物との調和を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する。
■高欄、手すり、舗装等のデザインを工夫するとともに、必要に応じて緑化等による修景を行い、快適な歩行者空間の創出に努める。
■桁裏や配水管の処理方法、附属物の取付け工法を工夫し、桁下空間への景観的な配慮に努める。

工夫ポイント □階段などの昇降施設の配置に留意し、歩道の残存幅員を十分確保する。
□構造物本体をスレンダーな形態とすることと、ゆがんだ印象を与えないように、できるだけ道路中心に対して直角で水平の配置、形態を検討する。
□高欄、落下防止さく、排水管等の附属物の影響に注意して検討する。

(7) 道路附属物・占用物等 **1 指針** ア 道路附属物の設置に当たっては、形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■信号機、道路標識等は、安全上支障のない範囲で、整理統合や共架等を図るなど煩雑にならないよう配慮する。
■防護さくや駒止め、照明施設等は、舗装やストリートファニチャー等との調和に配慮する。

工夫ポイント □照明柱、信号柱等との集約化やデザインの統一性の確保を図る。

2 指針 イ 道路占用物等の設置に当たっては、位置、規模、形態等の工夫により、快適な道路空間の確保に努めるものとする。

配慮事項 ■電柱、公共サイン等の道路占用物は、歩道空間を狭めないように位置、規模、形態等を工夫し、道路空間の快適性を高めるよう配慮する。
■電話ボックス、彫刻、モニュメント等のストリートファニチャーは、過度な装飾とならないように努め、周辺の景観との調和に配慮する。

工夫ポイント □電線地中化により地上に残されるトランス等の形状、設置位置について、植込みとの組み合わせ等、歩道植栽帯と一体で配置等を検討する。また、沿道のわずかな未利用空地を利用して機器等の設置を検討する。

1 道路の続き

(8) 道路緑化 指針 交通上の安全性を確保しながら、緑化に努めるとともに、地域の特性及び周辺の景観と調和した樹種等の選定に努めるものとする。

配慮事項

- できる限り街路樹による緑化に努めるとともに、道路の連続性に応じて樹種及び植栽方法を統一し、まとまりのある道路景観の創出に努める。
- 安全で円滑な交通機能を確保しながら、中央分離帯や交通島の緑化に努め、快適な道路景観の形成に努める。
- 既存の樹木の活用に配慮するとともに、地域性、季節感に配慮した樹木、花木、草花による緑化に努める。

工夫ポイント

- 交差点部や駐車場の出入り口部などに中木の植栽を行う際は、歩行者と自動車（運転者）相互の視認性を保つよう、注意して使用する。
- 植栽基盤の形状については、帯状の連続するものが望ましい。
- 潜在的に生物資源を包蔵している表土の保全、活用を検討する。

(9) 交通広場等 指針 交通上の安全性を確保しながら、地域の玄関口にふさわしい快適な広場空間を創出するよう努めるものとする。

配慮事項

- 歩行者と車の動線の区分、スムーズな動線の確保など安全性と分かりやすさに配慮する。
- 地域の玄関口として、地域の歴史的、文化的特性を生かした修景により、快適な広場空間の創出に努める。
- 地域の特性を印象づけるようなシンボリックな樹木、季節感に配慮した花木、草花による緑化に努める。

工夫ポイント

- 駐車場、園地、その他施設の各事業者・管理者で統一性や一体性を考慮した整備検討をする。
- 僅少または平坦地以外の園地では、地形に倣った造成を行い、場合によっては、周辺地形と連続する築山を設けて園地空間に変化をつけることも検討する。

2 橋りょう

(1) 橋りょう本体 指針 構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するとともに、造形的な美しさの創出に努めるものとする。

配慮事項

- 架橋部の地形、規模等から地域のランドマークとなり得る橋は、プロポーション、連続性、リズム感、構造的明快さを考慮し、橋上を含めて橋りょうが優れた景観の対象となるように工夫する。また、必要に応じて橋上からの眺望を楽しめるように配慮する。
- 橋りょうの色彩は、橋りょう本体の美しさの創出や周辺の景観との調和を図る上で重要な要素であることから、背景となる景観に配慮したものとする。
- 河川公園等、橋下が利用される機会の多い橋は、桁裏の処理など細部のデザインに留意する。
- 併設して他の橋りょうが整備される場合は、架橋地点の景観や設計条件を踏まえ、デザイン的な調和に努める。

工夫ポイント

- 機能的・構造的必然性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインを検討する。
- 連続構造の形式は、視覚的連続性の観点から、各部形状を基本的に滑らかに擦りつけるように検討する。
- 桁高が大きく異なる支間割りの場合、片方の桁を他方に擦りつけることで視覚的な連続性の確保を検討する。
- 橋台背後周辺等で大きな壁面が露出する擁壁などは、そのボリューム感を抑えるため、縦スリットの付加、壁面輝度を落とす、ハツリ仕上げ等の細部デザインも検討する。

- 桁橋の場合、橋りょうの最外面の地覆と高欄が形づくる最外の水平ライン（フェイスライン）は、橋台、ウィング、擁壁などを含め土工部まで連続されるように検討する。
- トラス橋の場合、リズム感、繊細さを強調し、煩雑な印象を与えやすいことに留意する。
- アーチ橋の場合、アーチ形態を安定してみせる工夫を検討する。
- 色彩選定にあたっては、低彩度、低明度の色を使うことが望ましく、白やグレーの無彩色や、アースカラーは周辺との馴染みが良い。
- 大型色見本を現地に用意し、周辺景観との関係を確認しながら色彩検討する。
- 黒っぽいこげ茶色等の暗くて濃い色は、周囲がやわらかく明るい色彩の場合等には、かえって目立つので注意が必要である。また、空、水面の色に合わせてという考え方も、自然の色と比べ違和感が生じる場合があるので注意が必要である。

2 橋りょう の続き

(2) 親柱、高欄及び照明施設

指針 橋りょう本体との調和を図るとともに、形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■親柱、高欄及び照明施設は、道路の機能や周辺の景観との調和、橋上空間の調和やまともに配慮し、個々のデザインの設計思想の統一に努める。
■親柱は、地域の歴史性、文化性を生かしたデザインに努め、一方で、地域性、シンボル性の表現として、安易なデザインとしないよう配慮する。
■高欄は、橋上の歩道が閉鎖的な空間とならないよう、また、歩行者が手に触れて親しみが持てるように、高さ、形状、素材について配慮する。
■照明施設は、橋りょう本体、親柱、高欄等と調和したデザインに努める。
■架け替えや改修に当たっては、地域に馴染みのあるデザインとし、古くから親しまれている親柱の保存やその形態、由来を受け継いだデザインとするなどの配慮をする。

工夫ポイント □橋上の植栽は、環境的にも景観的にも不自然なので、原則として植栽を設けず、すっきりさせる。
□水平方向の連続性を遮断する照明、標識装置等の垂直方向要素は、配置を秩序正しく統合し、個々の形状を景観的に統一するよう検討する。

(3) 橋詰め

指針 眺望や滞留を楽しむことができるような橋詰め部分には、できる限り空間を確保し、その修景に努めるものとする。

配慮事項 ■橋詰め部分は、できる限り歩行者空間にゆとりを持たせ、滞留や眺望を楽しむことができるような橋詰め広場として、緑化修景に努める。

3 河川・水路

(1) 河川

指針 自然の営力により形成される河道法線、滯筋（瀬・淵等）、河床、水際等を極力尊重し、既存河床材料の活用、植生・表土の保全・移植等の工夫により、河川特有の多様な生態系の形成に配慮すると共に、周辺地形との連続性、空間的な広がりなど、周辺の景観及び自然環境との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■河川景観を構成する基本的な要素は、不整形であるの対し、堤防・護岸等は規則性を持った形のため、構造物設計に当たっては、周辺の自然景観との違和感をなくし、目立たないものとなるよう、形状や明度、彩度、テクスチャーに配慮する。

工夫ポイント □現状の河道の平面形状や縦横断形状をなるべく改変しないようにする。
□周辺の土地利用形態、周辺地形との連続性、瀬や淵等の河川の物理環境等、本来その河川が有している河川らしい環境について検討し、環境に与える影響を極力抑制するよう配慮する。
□計画地やその近傍から入手できる木や石等、自然素材の活用を検討する。（現地発生の自然石の河床、護岸等への活用、現地植生の復元など。）
□河畔林は、河川景観の特徴であるとともに生態系の中でも重要な機能を果たすことから、できるだけ保全することを検討する。
□河床掘削する場合は、元々の流路、砂州等の河床形態にならば、もとの河床形態の復元に努める。
□河川特有の多様な生態系の形成にあたっては、現地の植生を踏まえ、外来種の拡大防止に配慮する。

(2) 護岸、水路・水制

指針 構造、形態、素材等の工夫及び緑化により、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■形状や色彩等は、控えめなデザインを心掛け、周辺の景観と調和するよう配慮する。
■治水、利水に支障のない範囲で、周囲の緑化や親水性の確保により、快適な水辺空間を創出するよう配慮する。
■できる限り自然石の使用や多自然工法を導入し、周辺の景観との調和や水辺の動植物の生息環境への配慮に努める。

工夫ポイント □ブロック等の人工素材を用いる場合には、その箇所の河道特性や景観的な特徴及び河川周辺の景観、遠景との調和に注意する。
□控えめな護岸デザインを心がけ、構造物の印象を抑制する工夫をするなど、護岸が景観の主役とならないように検討する。
□石積み護岸の場合、目地を深目地にしたり、護岸勾配を急にして法肩に緑地を設けるなど、表面の意匠、天端の処理等のその地域に相応しいものを検討する。
□水制は、河川景観全体に与える影響を意識し、必要に応じて、水制自体の形状を水辺に近づきやすくデザインすることを検討する。

3 河川・水路の続き

(3) 樋門、
落差工

指針 構造、形態、素材等の工夫により、地域の特性、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■樋門は、周辺の景観との調和に配慮しながら、造形的な美しさや地域に親しまれるデザインの工夫に努める。
■落差工等の横断工作物は原則として採用しない計画とする。止むを得ず設置する場合には、その上流と下流とで川面の表情が大きく変化することから、多段式落差工を検討するなど、周辺の景観との調和に配慮しながら、河川景観の演出について工夫するとともに、魚類の遡上確保等により魚類等の生息環境に配慮する。

工夫ポイント □河川全体の景観を考え、水門、樋門だけのデザインを行わず、できるだけ立体的な透視図で確認し、川の連続性、まとまりを考え設計検討する。

(4) 堤防・
高水敷

指針 地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めるとともに、親水性及び自然の生態系に配慮しながら良好な河川空間を創出するよう努めるものとする。

配慮事項 ■現況地形を踏まえ、水際から堤防にかけて全体的な空間の連続性を創出する。
■河川の管理用通路は、歩行者空間としても利用できるよう配慮する。
■高水敷については、親水性を確保し、緑化等により快適な水辺の創出に努める。

工夫ポイント □堤防は、河床幅が十分広く確保できる場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、水辺に近づきやすくなるよう努める。
□都市部では、まちづくりと連携し、良好な水辺空間を形成するよう努める。

(5) 調整池
等

指針 緑化により周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ親水空間の創出や憩いの場としての整備に努めるものとする。

配慮事項 ■周辺の景観や自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、動植物の生息環境の創出に配慮する。
■人々に潤いや安らぎを提供する場として公園化に努める。

工夫ポイント □フェンスで囲われた周辺市街地と隔絶された空間ではなく、住民が自由に出入りできるオープンな空間形成、歩行者や自転車等が自由通行できる交通路を検討する。
□自然素材の導入、自然生態系に配慮した空間構成を検討する。

4 ダム

(1) ダム
本体

指針 構造、形態等の工夫により周辺の景観との調和に配慮するとともに、造形的な美しさの創出に努めるものとする。

配慮事項 ■ダム本体は、巨大なランドマークとなることから、周辺の自然の景観との調和や構造的な特徴を生かしたデザインの工夫に努める。

工夫ポイント □天端構造物を出来るだけ低く抑さえ、重量感・安定感・簡潔感の創出を検討する。

(2) ダム湖
の周辺

指針 地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めるとともに、必要に応じ憩いの場等としての整備に努めるものとする。

配慮事項 ■ダム周辺の余裕地や関連施設の周囲等については、緑化による修景に努める。
■必要に応じて、人々に潤いと安らぎを提供する場として、レクリエーション施設、公園等の整備に努める。

工夫ポイント □必要に応じて、住民が自由に出入りできるオープンな空間形成、歩行者や自転車等が自由通行できる交通路を検討する。
□自然素材の導入、自然生態系に配慮した空間構成を検討する。

施設別指針・テンプレート6

目次2

【シート2】

5 砂防・治山

(1) 砂防・治山対策施設

指針 構造、形態、素材等の工夫及び周囲の緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■構造、形態、素材等の工夫により周囲の自然景観との調和に努めるとともに、できる限り構造物の周囲やのり面の緑化に努める。

工夫ポイント □施設が複数の場合は、施設配置に規則性を持たせることでリズム感の演出を検討する。
□地形の起伏を活かし、視点場から見える施設と背景のバランスを図る配置を検討する。
□施設配置の工夫による樹木、岩を残存させるなどの景観資源の改変を回避・最小化する。
□時間経過に伴う明度・彩度の低下が期待できる材料の使用を検討する。

(2) 急傾斜地崩壊対策施設、雪崩対策施設

指針 構造、形態、素材等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

配慮事項 ■構造、形態、素材等の工夫により周囲の自然景観との調和に配慮するとともに、できる限り緑化工法の併用に努める。

工夫ポイント □施設がほとんど地表に出ないなど、外観からは見えない工種を検討する。
□樹木、岩を残存させるなど景観資源の改変を回避・最小化する工種、施設配置を検討する。

6 港湾・漁港

(1) 防波堤、岸壁、護岸等

指針 構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ親水空間の創出に努めるものとする。

配慮事項 ■周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、地域の特性を生かしたデザインの工夫に努める。

■防波堤や護岸が眺望点となる場所では、展望台、プロムナード(歩行者専用道路)として整備するほか、親水空間の創出に努める。

工夫ポイント □必要に応じて、周辺の景観に圧迫感や違和感を与えないように、表面処理や素材などを工夫し、周辺地形との調和を検討する。

(2) 建築物、工作物等

指針 形態、意匠、素材、色彩等の工夫及び緑化により周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ憩いの場としての整備に努めるものとする。

配慮事項 ■待合所、倉庫等の建築物、展望タワー等の工作物については、港全体の調和に配慮したデザインの工夫や周囲の緑化に努める。

■必要に応じて港湾・漁港内に、人々に潤いと安らぎを提供する場として、小広場、公園を整備するよう努める。

■ストックヤードについては、周辺の景観と不調和とならないよう塀、樹木等による遮へいに努めるとともに、整然とした集積、貯蔵がなされるよう配慮する。

7 海岸

<p>(1) 海浜</p>	<p>指針 構造物の設置検討における海浜減少・消失への配慮をし、自然の海岸景観をできる限り保全するとともに、海浜地形の傾斜や微地形の起伏等による高低差が生む景観的效果を活かす工夫に努めるものとする。</p>
<p>配慮事項</p>	<p>■自然海岸は、できる限り保全に努める。 ■人工海浜の整備に当たっては、周辺の良い自然景観や自然の生態系との調和に配慮する。</p>
<p>工夫ポイント</p>	<p>□消波堤等が海への見通しを阻害している場合、海浜安定性が確保できるのであれば、後浜を小高くすることによって、水平線を眺望できる視点場として生かす工夫を検討する。 □人工海浜を造成する場合、海浜地形の起伏や傾斜に変化を持たせる等の工夫により、海浜を緩やかに分節し景観に変化を与えることを検討する。</p>
<p>(2) 海岸堤防、護岸</p>	<p>指針 構造、形態、意匠、素材等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、できる限り親水性の確保に努めるものとする。</p>
<p>配慮事項</p>	<p>■構造物が与える圧迫感や違和感、人工的印象を低減させるため、構造物周辺の緑化等によって、自然物と人工構造物との境界部の印象をやわらげるように努める。</p>
<p>工夫ポイント</p>	<p>□堤防や護岸背面の盛土・緑化することで、視覚的な影響を和らげる工夫を検討する。 □面的な幅を要する階段護岸や緩傾斜護岸は、視野を大きく占有し、単調で固い人工的印象を与えやすいため、注意を要する。 □構造物表面へのペインティングや、化粧型枠による自然石風仕上げ、擬石を用いたりすることは、不自然な印象を与える場合があるので注意を要する。</p>
<p>(3) 離岸堤</p>	<p>指針 防災機能を確保しつつ、水平線への見通しをできるだけ阻害しないよう配慮するものとする。</p>
<p>配慮事項</p>	<p>■設計条件、施工条件、経済性との整合を図りつつ、構造形式の検討、天端高の抑制策の検討を行うように努める。</p>
<p>工夫ポイント</p>	<p>□高さの調整によって水平線への見通しを確保することが難しい場合は、陸側の視点場（後浜、海岸堤防・護岸等）の調整によって見通しを確保できないか検討する。</p>
<p>(4) 突堤、ヘッドランド</p>	<p>指針 構造物の天端高や形状、素材に留意し、砂浜や水面とが滑らかに摺り付くよう配慮するものとする。</p>
<p>配慮事項</p>	<p>■構造物単体として設計せずに、海浜と一体となって一つの空間を形成する要素として、海浜と一体的にその形状や素材を検討するように努める。</p>
<p>工夫ポイント</p>	<p>□突堤によって砂浜が唐突に終了したり、突堤を挟んだ両側の汀線形状に不整合が生じてしまう場合には、天端幅を広くしたり、その上に植栽を施す等の工夫により、突堤両側の汀線が同時に視認されにくくなるよう検討する。</p>
<p>(5) 樋門・樋管</p>	<p>指針 構造、形態、素材等の工夫により、地域の特性、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。</p>
<p>配慮事項</p>	<p>■海岸空間全体と部分を構成する要素との関係、全体における施設・構造物等の位置付けを意識しながら、全体としてまとまりのある空間、景観の形成に努める。</p>
<p>工夫ポイント</p>	<p>□海岸に関係する記号的イメージや、地域特性イメージをデザインした上屋、防護さく、照明灯に付加するデザイン方法は、かえって主役となる海岸景観を阻害するので注意を要する。 □施設周辺の植栽により、周辺景観への影響が最小限となるように検討をする。</p>

施設別指針・テンプレート8

[目次2](#)

[【シート2】](#)

8 空港

- 指針** 構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。
- 配慮事項** ■空港周辺からの景観に配慮し、（航空法の制限区域周辺の土地等）は緑化に努め、空港施設の色彩は、周辺景観に配慮するように努める。
- 工夫ポイント** □※空港用地造成は、12用地造成を参照。
□※緩衝緑地帯等は、9公園・広場を参照。
□※建築物については、11公共建築物を参照。

9 公園・広場

(1) 建築物、工作物

- 指針** 形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性、周辺の景観との調和、修景施設等との一体性に配慮するものとする。
- 配慮事項** ■公園内の修景施設等との調和に配慮しながら、地域の歴史、文化、産業等を生かしたデザインや新たな文化の創造に寄与するデザインに努める。
■公園の周辺部に配置される建築物及び工作物は、町並みなど周辺の景観と調和するよう配慮する。
- 工夫ポイント** □地盤の造成や施設の設置などに際し、スカイラインの連続性に配慮するなど眺望景観における調和を検討する。

(2) 植栽

- 指針** 時間経過に伴う樹木の生長等により景観が変化することに留意し、公園・広場等の種類やその目的に応じた植栽に努めるものとする。
- 配慮事項** ■良好な自然の景観を有する場所では、周辺の植生と調和した植栽に努めるとともに、既存の樹木等の保全・活用に配慮する。
■都市公園や広場の植栽は、街路樹等の道路緑化との連続性や調和に配慮する。
- 工夫ポイント** □周辺の河川や道路など関連する事業、管理者と連携を図り境界部の処理などにおいて、景観の一体化・連続性の確保を検討する。
□公園内の自然地形や既存植生を活かすとともに、周辺の自然景観との連続性確保を検討する。
□季節感、樹木の生長等を見込んだ樹種選定、配植などの植栽計画を検討する。

10 上下水道

- 指針** 構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。
- 配慮事項** ■構造物の高さ、配置、色彩等について十分に考慮し、周囲の景観との調和やブランド的なイメージの緩和に努める。
- 工夫ポイント** □処理場敷地境界については、圧迫感を少なくするため生け垣の検討をする。門扉及びフェンスの形状及び材質は、景観的な異質感のないものとする。

11 公共建築物

(1) 建築物及び工作物

- 1 指針** ア 大規模な公共建築物については、岩手県景観計画を遵守するものとする。
イ 公共建築物は、立地する地域の自然環境や歴史・文化をいかし、地域の様式の採用、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。
- 配慮事項** ■景観形成基準に定めている位置、規模、形態、意匠、素材及び色彩に関する基準を遵守するとともに、建築物及び工作物の性格、機能に応じて、地域の歴史、文化、産業などを生かしたデザインや、新たな文化の創造に寄与するデザインに努める。
■大規模建築物に該当しない規模の小さな公共建築物についても、景観形成基準で規定された基準のうち、形態、意匠、素材、色彩等に関して考慮するものとする。

11 公共建築物の続き

- 工夫ポイント**
- 背景に山並みや丘陵の稜線がある場合、建築物の形状や屋根勾配について、稜線勾配との調和を検討する。
 - 海や川、湖などの水辺が見える特徴的な地域の場合、水辺への見通しを確保した建物の配置を検討する。
 - 隣接する施設の素材、色彩を統一することにより、一体性の確保を検討する。
 - 古い街並みでは、敷地割りの特徴、屋根の形状や勾配、間口や高さの関係、屋根瓦や外壁材の産地、格子やうだつなどの地域固有の意匠要素を調査し、適切にデザインに取り入れる又は同様の雰囲気を持った素材等の活用などによる工夫を検討する。
 - 外壁や屋根に用いる素材等には、汚れ等に対する維持管理に配慮し、経年変化により美観を損なうことのないものを検討する。
 - 屋根や外壁にアクセントカラーをつける場合は、その施設の機能や、周辺地域の街並み等を考慮し、周辺景観に違和感を生じさせないように検討する。
 - 外部照明は単に明るさだけでなく、外壁の素材や植栽、季節の変化などに適した色温度の光源を検討し、まぶしさや光の広がり具合、照明のあて方など夜間景観にも配慮する。

2 指針 ウ 主要な視点場や道路からの景観に配慮し、複数の建築物群となる場合は、一体性や連続性に配慮するものとする。

配慮事項 ■通り沿いの建築物の高さや壁面線を揃えることやデザインテーマを設定して建築様式や色彩を統一することを検討する。

- 工夫ポイント**
- 景観上重要な視点場から見た景観を構成する空間の中に建築物等を整備する場合は、新たに整備する建築物等が周辺の美しい景観を阻害しないよう、CG等を活用してその高さや規模、色彩、意匠等について検討する。
 - 道路沿いに設置する屋外階段や設備類等は、建物と一体的なデザインとすることや目立たない配置、修景などを検討する。

(2)外構

指針 敷地の緑化に努めるとともに、住民の利用に供する公共建築物については、快適で開放的な空間を創出するよう努めるものとする。

配慮事項 ■建築物の外周部の緑化に努め、潤い、快適性の創出に配慮する。
■特に住民が日常的に利用する公共建築物は、その外構部においても、開放性を持たせ、歩道空間等と連続した公園的空間としての整備に努める。

- 工夫ポイント**
- 建築物と道路、建築物相互間にあるオープンスペースを活用し、植栽、舗装、ストリートファニチャー等について、また駐車場や付帯設備等の修景空間として検討する。
 - 植栽スペースに限りがある場合などは、屋上や壁面、バルコニーなどの緑化を検討する。
 - 敷地内に既存樹木がある場合は、保全又は移植による緑化を積極的に検討する。

12 用地造成

指針 できる限り現況の地形を生かし、のり面又は擁壁を最小限とするよう工夫するとともに、緑化に努めるものとする。

配慮事項 ■丘陵地や山地での用地造成に当たっては、周辺の景観との調和に配慮し、土地の利用計画を含め、できる限り現況の地形を生かした造成計画を行うとともに、緑化可能な緩やかなのり面こう配の確保や造成地内での緑地帯の確保に努める。

- 工夫ポイント**
- 地形の改変をできる限り抑えるよう検討する。
 - 長大のり面、擁壁が生じないようにするとともに、圧迫感、威圧感の軽減のため、植栽、緑地帯などの活用を検討する。
 - のり面は緑化可能な勾配とし、樹種や植栽密度等を周囲の植生と調和させることを検討する。

用語解説

目次1
目次2

ア	案内・誘導サイン	公衆利便のため、特定施設等への案内又は誘導することを目的とするサイン。	
	親柱	欄干、階段の端又は曲がり角にある太い柱。	
カ	階段・傾斜護岸	階段状の護岸、傾きのある護岸。	
	化粧型枠	コンクリート構造物を特定の形状、寸法につくるために用いる仮設構造物で、コンクリート表面に木目や自然石模様等を浮き出させる特殊な型枠。	
	桁下空間	橋りょう本体の最下端から水面又は地盤面までの空間。	
	高架橋	線路や道路をまたいで架けられた橋。	
	高水敷	堤防のある河川で、洪水の時に冠水する部分。ふだん流水のある部分は低水敷という。	
	交通島	自動車の流れを整理・誘導したり、歩行者の安全を確保するため車道の中に設置された区域で、自動車が侵入しないように道路面より高くつくられている施設。	
	交通広場	道路、鉄道、港湾、空港等に接続して設置される広場。	
	坑門、坑口	トンネル等の出入口部分。	
	高欄	歩行者及び自動車の安全性を高める目的で、道路や橋りょうに設置される施設。	
	護岸	河岸又は堤防を保護し流水による洗掘を防止するために、のり面に施工する保護工。	
	駒止め	自動車のまきこみ防止等、歩行者の安全を守るために設置される施設。	
	サ	草本類、木本類	草本類とは、木部があまり発達せず、地上部が1年で枯れる植物の総称。 木本類とは、木部が発達した多年生の地上茎を持つ植物。
		砂防・治山堰堤	河川や溪谷を横断して水流や土砂をせき止めるために築いた施設。
ストックヤード		在庫品等を集積する場所。	
ストリートファニチャー		街路の快適な利用に供するよう設置される道具をいい、照明施設、ベンチ、花壇、電話ボックス、ポスト等のように街路における一体的な利用のために設置されるもの。	
スカイライン		山や建物などの、空を背景とした輪郭線。	
占用行為		電柱、バス停留所、電話ボックス、サイン類等道路敷地内の公共用地において、占用許可事項に基づき施行される事業・行為。	
タ		多自然工法	多くの自然物を含んだ工法や自然に近い環境を創出するための工法でヨーロッパを発祥とする。近自然型河川工法等とも訳される。
	潮害防備保安林	津波や高潮の被害を軽減し、強風時における風速の緩和によって塩害を防止することを目的とする保安林。	
	調整池	洪水の一部を一時的に貯留して下流の洪水の水位を低下させるために利用する周囲を堤防で囲まれた施設。	
	堤防	河川の氾濫や高潮、津波による海水の侵入を防止するとともに、陸域が侵食されるのを防止する施設。	
	点字ブロック	視覚障害者誘導用ブロック。	
	動線	人や自動車の流れ。	
	道路附属物・占用物等	道路の構造の保全や安全かつ円滑な交通を確保したり、管理上必要な施設又は工作物。	
	ナ	ネットフェンス	網状のフェンス。
のり面		切り取りや盛土によってできた人工的な土の傾斜面。	
ハ	バーゴラ	外廊下風の洋風あずまや。	
	橋詰め	橋りょうの取り付け部分。	
	樋門	堤防を横切って設置される通水路で、水門より通水断面が小さい。	
	標識・サイン類	名称や位置等を表示して情報を伝達し、利用者等の利便に供する標識や表示で、国、地方公共団体、公共的団体が設置するもの。	
	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための高架の通路で、駅と商業施設を直結するために駅前広場等に設置するもの、業務街において複数の建物を連続的につなぐもの、高低差のある住宅地で住棟間の動線をつなぐもの等がある。	
	防護さく	護岸や道路からの転落防止等、安全な通行空間の確保のために設置されるフェンス等の構造物。	
モ	防波堤	港湾施設や港湾内にある船舶が波浪のために損壊したり、係留、荷役等の作業が妨げられないように、それらの施設付近への波浪の伝搬を阻止する施設。	
	モチーフ	デザイン上のテーマとなる題材。	
ヤ	擁壁	盛土や切土等の土を支える構造物。	
	ラ	ライトアップ	夜間において景観の対象物を照明施設によって照らし出すこと。
落差工		河床の高さを維持するために河川を横断して設置される工作物で、床固、床留(止)ともいう。	
ランドマーク		その土地や場所の目印となっているもの。際立った特徴を持ち目印となるもの。	
ロックフィルダム		土質材料、砂、れき、岩石等を積み上げてつくるダムのうち、岩石が体積の半分以上を占めるもの。	

内部景観（道路の例）	道路を利用する人の視点からの見え方。道路内から道路外を見ること、及び道路内から道路空間を見ること。
外部景観（道路の例）	道路外の視点からの見え方。道路外から道路を含めた景観を見ること。
視点場	景観を眺める人の位置（視点）が存在する空間。
シーン景観	固定した視点からの景観。
シークエンス景観	移動する視点からの景観。視点を移動させながら、次々と移り変わっていくシーン（場面）を継起的に体験する景観。
エイジング効果	時とともに味わいを増す効果。
景観資源	デザインにおいて活かし得る景観要素。
景観要素	山岳、湖沼、河川、海岸や歴史的まち並み、歴史的建造物・建築物、その他大径木など。
アースデザイン	ラウンディング、元谷造成、グレーディング等の手法。
ラウンディング	現地盤になだらかに擦りつけるために行う、丸めづけ造成。
元谷造成	一つの法面を分割して不自然な印象のり面の表面形態を改善する造成。
グレーディング	標準横断で示される土工定規によって定めるり面勾配より緩やかな造成。
メインストリート	本通り。目抜き通り。大通り。
ファサード	建築物の正面（デザイン）を指す言葉。
景観法 （H16法律第110号）	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律。
景観行政団体	都道府県、政令指定都市、中核市、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村。
景観計画	良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。景観計画区域を対象として景観重要建造物、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等、法に基づく措置がなされる。
通知 （景観法 第16条第5項）	国の機関又は地方公共団体が届出（特定届出対象行為を含む）を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。また、景観行政団体の長は、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
特定届出対象行為	景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者等に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等の措置をとることを命ずることができる行為。（届出を要する行為から条例で定める）
景観重要建造物	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）。指定されると、管理行為を除いて、現状変更を行う際は、景観行政団体の長の許可が必要になる。
景観重要樹木	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木。指定されると、管理行為を除いて、伐採又は移植を行う際は、景観行政団体の長の許可が必要になる。
景観重要公共施設	景観計画区域内の道路法、河川法、都市公園法、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、自然公園法に係る施設等であって、良好な景観の形成に重要なもの。（指定された公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられる。）
景観農業振興地域整備計画	市町村が景観計画区域内の農業振興地域に定めたもの。（土地利用について当該計画に従って利用すべき旨の勧告が可能。）
景観協議会	景観計画区域内において、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うために組織されるもの。（景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構、関係市町村、観光関係団体、商工関係団体、住民などの関係者組織。）
景観整備機構	良好な景観の保全・形成に関してさまざまな活動を行う一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人のうち、申請により景観行政団体から指定された団体。（景観に関する住民の取り組みについて情報提供等の支援を行うと同時に、所有者と協定を結んで景観重要建造物や景観重要樹木を管理したり、さらに景観形成に関する調査・研究などを行う。）
重要文化的景観	文化財としての価値から特に重要なものについて、都道府県又は市町村の申出に基づき選定されるもの。（現状変更あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届出が必要。）
景観地区	市町村が、都市計画区域又は準都市計画区域内において、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定めた地区。
準景観地区	市町村が、都市計画区域又は準都市計画区域外の景観計画区域において、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために指定した地区。
景観協定	景観計画区域内の一団の所有者や借地権者の合意で結ばれた、良好な景観形成に関する協定。

第Ⅲ部 資料編

－ 県及び県内市町村の景観計画等の施行状況及びその概要など －

目次

1	岩手県景観計画の概要	35
2	岩手県内の景観法等施行状況	38
3	各景観計画等の概要	39
	① 岩手県景観計画区域（一般地域）	
	② 岩手県景観計画区域（岩手山麓・八幡平周辺重点地域）	
	③ 一関市本寺地区景観計画区域	
	④ 一関市景観計画区域（本寺地区以外）	
	⑤ 遠野市景観計画区域	
	⑥ 平泉町景観計画区域	
	⑦ 盛岡市景観計画区域	
	⑧ 北上市景観計画区域	
	⑨ 奥州市自主条例適用区域（白鳥館遺跡周辺及び長者ヶ原廃寺跡史跡周辺地区を除く）	
	⑩ 奥州市自主条例適用区域（白鳥館遺跡周辺地区）	
	⑪ 奥州市自主条例適用区域（長者ヶ原廃寺跡周辺地区）	
	⑨ 八幡平市条例適用区域（旧松尾村～柏台、岩手山麓、竜ヶ森安比地区）	
3	国等の景観形成ガイドライン等一覧	57
4	県及び県内市町村の景観行政窓口一覧	58

良好な景観形成のための基本理念

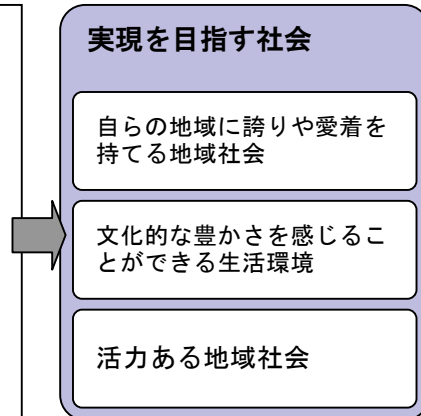
○良好な景観は、県民共通の資産として、現在及び将来の県民が享受できるように整備及び保全を図る必要があります。

○良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらの調和に配慮しながら、その整備及び保全を図る必要があります。

○良好な景観は、地域固有の特性と密接に結びついているものであることから、地域住民の意向を踏まえ、地域固有の特性を尊重し、個性や特色を伸ばせるよう、多様な形成を図る必要があります。

○良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を果たすものであることから、地域の魅力の向上と活性化に繋がるよう、県、市町村、事業者及び県民の適切な役割分担と協働の下、一体的な取り組みをする必要があります。

○良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創りあげていくことも含むものであることを旨として、進めていく必要があります。



景観計画区域と区域区分

本計画が適用される範囲は、岩手県の全域を景観計画区域（中核市である盛岡市及び景観法第7条第1項ただし書の規定により景観行政団体となった市町村の区域を除きます。）とします。

また、景観計画区域内を、景観上の特性が異なる区域に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。

岩手県景観計画区域（省略）

区域	区域の特性
一般地域	重点地域を除く全域を一般地域とし、次の地区を定めます。
自然景観地区	主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等
農山漁村景観地区	主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等
市街地景観地区	主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等
重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域)	県を代表する自然景観を持つ岩手山麓・八幡平周辺の地域を岩手山麓・八幡平周辺重点地域とし、次の地区を定めます。
山岳景観保全地区	主として岩手山を中心とする山岳部で、良好な眺望景観の対象となる地域等
山麓景観形成地区	主として山岳景観保全地区と一体的に眺望される裾野の地域等
田園景観形成地区	主として岩手山や八幡平の眺望の前景を構成する重要な景観として、美しい田園景観の特性を有する地域等
沿道景観形成地区	主として岩手山や八幡平の良好な眺望が得られる地点として、岩手山や八幡平の眺望を確保し良好な沿道景観特性を有する地域等

1 岩手県景観計画の概要 2/3

[目次1](#)

良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に向け、その目標となる姿や、保全、活用、改善を行うべき景観の要素を次の通り定めます。

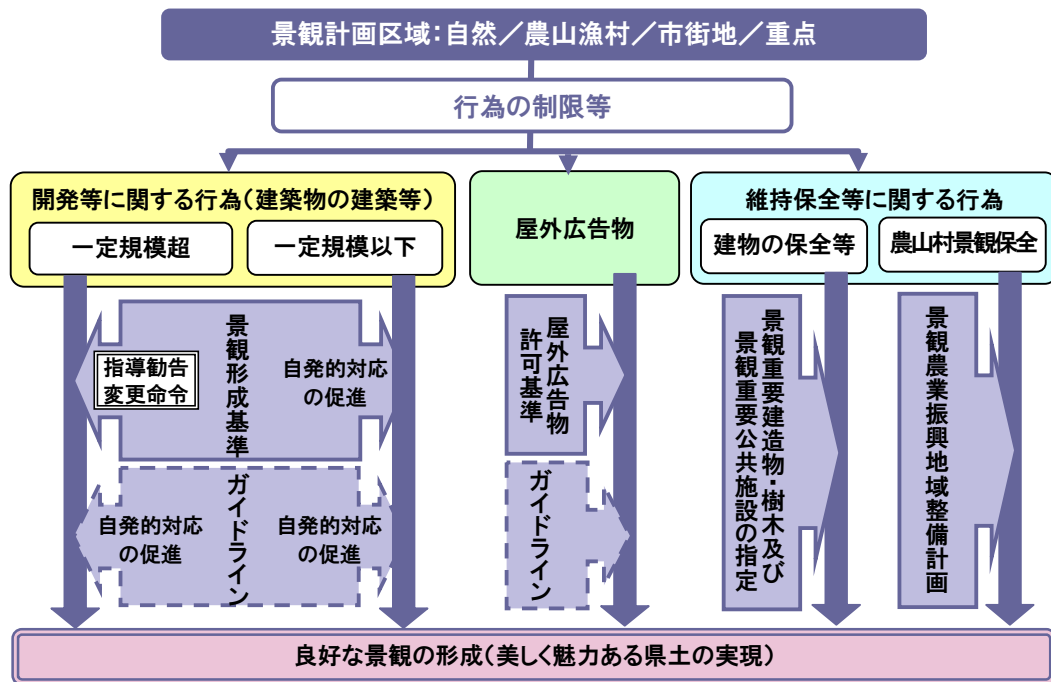
区域	目標像	特に大切にしていきたい景観要素
各区域共通	<p>「自然との共生」 岩手の豊かで美しい山、川、海によって形成された自然との共生を感じることのできる良好な景観の形成を目指します。</p> <p>「活力と潤いのあるいきいきとした生活環境」 日常生活の中の身近な環境を、活力と潤いのあるいきいきとしたものとして感じることのできる景観の形成を目指します。</p> <p>「歴史と文化の継承」 地域の歴史と文化が、今に引き継がれている姿を感じることのできる景観の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緑豊かな山並みと清らかな水をたたえた川や海 ○季節と人々の営みによって変化する自然、農山漁村、市街地の姿 ○豊かな緑や花々 ○地場の産業によって形成された産業景観 ○景観の魅力を高める建物や橋、道等 ○美しい夜空 ○地域の祭りや市日等、地域性豊かな賑わい ○寺社や仏閣等の信仰の場 ○歴史を超えて存在する樹木
一般地域		
自然景観地区	岩手の雄大で美しい自然景観をしっかりと保全するとともに、それと共生する人々の生活の姿を文化として感じることのできる景観の形成を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ○重なり合う尾根や清冽な流れ ○変化に富む海岸線
農山漁村景観地区	<p>【農村景観】 田園地帯に広がる散居集落と、四季の移ろいによって変わる水田風景をはじめとする岩手の景観イメージの基調であり、これを守り育てることで、住む人が暮らしの文化を引き継ぎ、県民や来訪者が「心のふるさと」と感じられる景観の形成を目指します。</p> <p>【山村景観】 伝統的な建築物や高原風景、炭焼き等の地盤産業等、他地域では少なくなった景観が数多く残されており、そこに暮らす人々が岩手の自然と共生する姿を感じられる景観の形成を目指します。</p> <p>【沿岸(漁村)景観】 広々とした太平洋と、岩手に特有なりアス式の海岸美等の優れた景観をしっかりと保全するとともに、海での生活の営みを感じられる景観の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○田園と散居集落、屋敷林(エグネ・イグネ)と農業を営む人々の姿 ○伝統的な形態を残す水田や畑 ○広々とした高原牧野と放牧の姿 ○山ひだに囲まれた山村の生活風景 ○原風景を演出する茅葺等の伝統的建築物 ○起伏豊かな海岸線と紺碧の海 ○港と船、漁業を生業とする人々の活気
市街地景観地区	<p>【昔ながらの市街地景観】 地域の生活の歴史を形に残したまち並みの姿を大切にしながら、そこに住み、まち並みを守り育てていく人々の暮らしが見える景観の形成を目指します。</p> <p>【新市街地景観】 新しい街としての活力を感じさせながらも、全国共通で見られる画一的なまち並みではなく、背後に垣間見ることのできる山並み等、豊かな自然等の周辺の景観と調和した、岩手らしさを持った新市街地景観の形成を目指します。</p> <p>【ニュータウン等の住宅地景観】 それぞれの住宅が個性を保ちつつも、周辺の景観と調和した、活力と潤いのある生活空間としての景観形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○城下町、宿場町や港町等の歴史の面影を残したまち並み ○地元の職能集団や地場産品が創りあげた個性あるまち並み ○湯煙がただよう温泉街のまち並み
重点地域(岩手山麓・八幡平周辺重点地域)		
山岳景観保全地区	【岩手山を中心とする山岳部の景観】 岩手山等が直接の眺望の対象となるため、基調となる自然景観を保全するよう配慮し、自然景観の保全を目指します。	○岩手山を中心とする山岳部
山麓景観形成地区	【山岳部と一体的に眺望されるすそ野の景観】 自然景観の保全とともに、岩手山や八幡平の自然に親しむことのできる魅力を持った拠点の景観形成に配慮していくことが必要であり、他の地域からの眺望の対象であることに留意するとともに、豊かな自然と触れ合うことができるよう自然と調和した景観形成を目指します。	○岩手山を中心とする山麓
田園景観形成地区	【岩手山や八幡平周辺の田園景観】 岩手山や八幡平を背景とする美しい田園景観の形成に配慮し、田園景観と調和する景観形成を目指します。	○岩手山や八幡平周辺の広大な田園地帯
沿道景観形成地区	【岩手山や八幡平の沿道景観】 岩手山や八幡平の眺望を確保しつつ、良好な沿道景観が形成されるよう配慮していく必要があり、眺望の確保に努めるとともに、自然の保全、景観と調和する施設等の整備、修景等による沿道景観の形成を目指します。	○岩手山や八幡平周辺の沿道

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

県は、景観計画区域内における一定規模以上の建築物の建築等の行為について、「届出対象行為」として届出を義務付け、それぞれの行為ごとに良好な景観の形成のための「景観形成基準」を定めています。県は届出があったものについて、景観形成基準により、必要に応じて指導・勧告等を行うとともに、届出対象規模に満たない行為を行う者にも、同基準への自己確認を求めることで、景観形成を推進します。

さらに、より良い景観の創造と改善を目的に「いわて希望景観ガイドライン」を定め、全ての開発等を行う者による率優先的な対応を働きかけ、景観価値の向上を目指します。

また、県は、屋外広告物の規制、景観重要建造物や景観重要樹木の指定など、景観の重要な構成要素のマネジメントにも積極的に取り組みます。



《景観重要建造物の指定方針》

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもので、道路その他の公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものについて、景観形成審議会の意見を聞いた上で、指定を行います。

《景観重要樹木の指定方針》

地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもので、道路その他の公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものについて、景観形成審議会の意見を聞いた上で、指定を行います。

《屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限》

屋外広告物等が県民等の社会生活に必要不可欠であるとの認識を踏まえながら、本計画に実現しようとする景観形成に即した地域の景観特性に合わせたきめ細やかな規制を行います。

《景観重要公共施設整備に関する事項（指定方針）》

景観計画区域内にある道路、河川、公園等の公共施設のうち、特に重要なものを指定し、その公共施設の整備等について、景観計画に沿って行うことを管理者に義務付けることができます。

2 岩手県内の景観計画等施行状況

景観法等施行状況

H22. 12時点

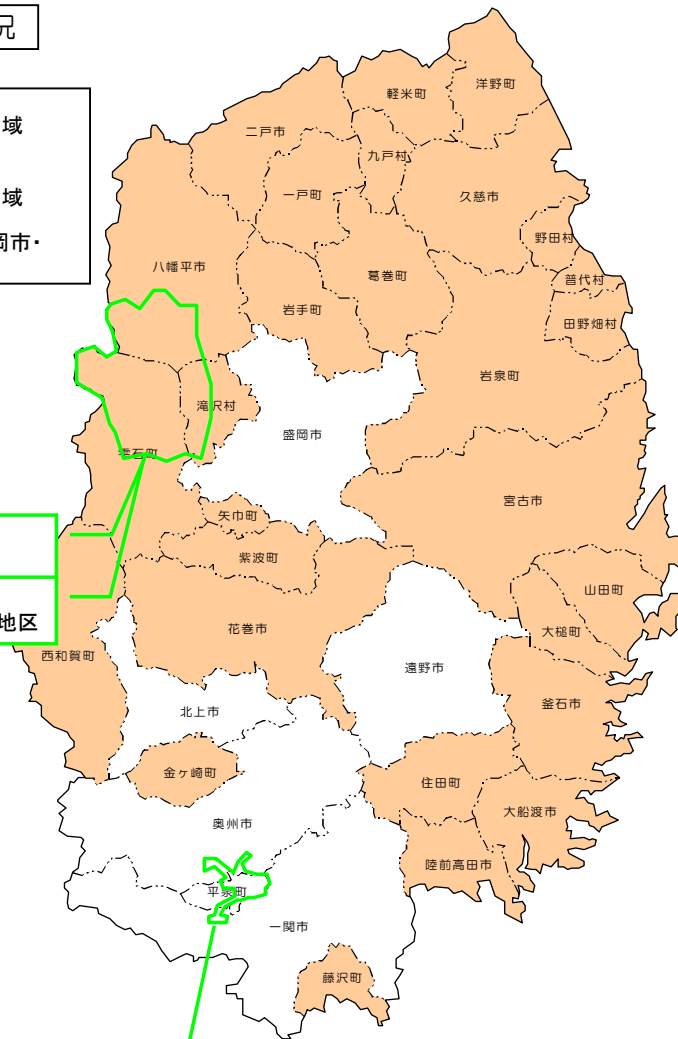
[目次1](#)

■ : 岩手県景観計画区域

□ : 重点地域

□ : 市町村景観計画区域

※屋外広告物条例は、盛岡市・平泉町は当該市町が所管



岩手山麓・八幡平周辺
景観形成重点地域

岩手山麓・八幡平周辺
地域景観保全型広告整備地区

平泉周辺 地域景観保全型広告整備地区
(奥州市・一関市の一部、※平泉町除く)

景観法関連 (一部H16.12.17. 全面H17.06.01.)	景観行政団体 (移行日)	景観条例 (施行日)	景観計画 (施行日)	景観地区 (指定年月日)	準景観地区 (指定年月日)	景観農業振興 地域整備計画 (策定)	重要文化的景観 (選定)
岩手県	H16.12.17.	H23.04.01.	H23.04.01.				
盛岡市	H17.11.18.	H21.10.01.	H21.10.01.	-	-	-	-
平泉町	H17.10.01.	H21.04.01.	H20.04.28.	平泉町景観地区 H21.04.01.	平泉町準景観地区 H20.12.25.	-	-
一関市 (下記地区以外)	H17.12.26.	H21.07.01.	H21.07.01.	-	-	-	-
本寺地区		H18.04.01.	H18.04.01.	-	-	H19.6.	一関本寺の農村 景観 H18.7.
北上市	H18.10.01.	H22.04.01.	H22.04.01.	-	-	-	-
遠野市	H19.03.10.	H19.04.01.	H20.03.28.	-	-	-	遠野 荒川高原 牧場 H20.3.
奥州市	H20.08.21.	(未定)	(未定)	-	-	-	-
	6市町+ 県	6団体 (7条例)	6団体 (7計画)	1地区	1地区	1団体	2件

県・重点地域 (景観保全型広告整備地区)

岩手山麓・八幡平周辺 八幡平市の一部、雫石町の一部、滝沢村の一部

平泉周辺 ※地域景観保全型
公告整備地区のみ 奥州市の一部、一関市の一部 (※平泉町は除く：町所管)

3 各景観計画等の概要

凡例

◎委任条例

○自主条例

□理念条例

目次1

景観法及び関係条例施行状況

市町村	条例（施行日）		備考
	名称	対象地区	
岩手県	◎岩手の景観の保全と創造に関する条例（H23.04.01）	岩手県全域	景観行政団体市町村は除く
	一般地域 <ul style="list-style-type: none"> 自然景観地区 農山漁村景観地区 市街地景観地区 重点地域	同上(重点地域を除く) 岩手山麓・八幡平周辺 平泉周辺（屋外広告物のみ）	平泉町は除く
一関市	◎一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例（H18.04.01）	一関市本寺地区	《一関市で手続き》
	◎一関市本寺地区景観むらづくり条例（H19.04.01）	同地区のコアゾーン	山王窟は除く
	重要文化的景観：一関本寺の農村景観 一関景観農業振興地域整備計画	同地区の農業振興地域	保安林は除く
一関市	◎一関市景観まちづくり条例（H21.07.01）	一関市本寺地区以外	《一関市で手続き》
	景観形成重点地域 <ul style="list-style-type: none"> 厳美溪周辺地区 ①風土特別景観地区 ②風土里山景観地区 ③風土街並み景観地区 	同左	
遠野市	◎遠野市景観計画による届出行為等に関する条例（H19.04.01）	遠野市全域	
	重要文化的景観：遠野 荒川高原牧場	荒川高原牧場、荒川駒形神社	
平泉町	◎平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例（H21.04.01）	平泉町全域	《平泉町で手続き》 ・景観重要公共施設：河川3、道路14
	景観地区 <ul style="list-style-type: none"> 歴史景観地区重点エリア 一般景観地区沿道エリア 	平泉町景観地区	
	準景観地区 <ul style="list-style-type: none"> 歴史景観地区準重点エリア1～4 風土景観地区沿道エリア 	平泉町準景観地区	
	歴史景観地区 風土景観地区 一般景観地区	上記以外の地区	
盛岡市	◎盛岡市景観条例（H21.10.01）	盛岡市全域	《盛岡市で手続き》
	景観形成地域 <ul style="list-style-type: none"> 市街地景観地域 田園・丘陵景観地域 山地景観地域 	低層・大規模の2区分	
	景観形成重点地域 <ul style="list-style-type: none"> 眺望景観保全地域 河川景観保全地域 歴史景観地域 街路景観地域 	4区分領域 5区分河川 3区分ゾーン 3区分街路	
北上市	◎北上市景観条例（H22.04.01）	北上市全域	《北上市で手続き》
	景観形成強化区域 <ul style="list-style-type: none"> 北上川・展勝地区域 和賀川・清水区域 大通り区域 広瀬川区域 	同左	
奥州市 ☆委任条例へ移行予定	○奥州市の優れた景観を守り、育て、つくる条例（H18.02.20）	奥州市全域	《奥州市で手続き》 （委任条例移行予定）
	○白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例（H17.12.26）	旧前沢町の白鳥館遺跡周辺地区	
	○長者ヶ原廃寺跡史跡周辺の景観の保全と形成に関する条例（H18.02.01）	旧衣川村の長者ヶ原廃寺跡史跡周辺地区	
八幡平市	○松尾村ふるさと景観条例（H02.09.01）	旧松尾村の一部 <ul style="list-style-type: none"> ①柏台地区 ②岩手山麓地区 ③竜ヶ森安比地区 	《県・八幡平市で手続き》 ・①②は県重点地域内
田野畑村	□美しい田野畑村の風景を守り育てる条例（H04.04.01）	田野畑村全域	
雫石町	□雫石町ふるさと景観条例（H17.10.01）	雫石町全域	

3 各景観計画等の概要

①-1 岩手県景観計画区域（一般地域）

通知対象行為 各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

注意※1~6

行為類型	景観形成基準				
	区分	規制の視点	自然景観地区	農山漁村景観地区 市街地景観地区	
建築物の新築、増築、改築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。		
		壁面の位置	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。	道路等の公共空間に面する壁面位置は、周辺のまち並みの連続性との調和に努めること。	
		高さ	原則として15mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により15mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	原則として21mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により21mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。
	形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		地域性	県が登録した地域の景観資産(※1)の周辺では、その特性と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		屋根形状	原則として陸屋根を避けるよう努めること。(やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)	-	
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(※3)は用いず、原則として推奨色(※4)を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。		
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とすること。	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。
		素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺地域のまち並みや景観との調和に努めること。	
	敷地	経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
		反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
		緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率(※5)20%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率(※5)15%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、緑化率(※5)10%以上の緑化に努めること。
	その他	既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。		
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。		
付帯設備		建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。			
照明		屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。			
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。		
		位置	主要な道路(※6)の境界から5m以上後退した位置にするよう努めること。(擁壁、さく、塀、自動販売機その他これに類するものを除く。)		
		高さ	道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないよう高さとするよう努めること。	周辺の街並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。	
	形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		色彩	純色等(※3)は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。(自動販売機を除く)		
		素材	経年変化		
		経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。		
		その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	
			自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、位置や外観の色彩の検討や、被覆等により、周辺景観と調和するよう努めること。	
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状・緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないように努めること。	
			緑化	り面はできる限り緑化が可能なよう配し、周囲の植生と調和した緑化に努めること。	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。	
			離れ(圧迫感)	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。	
		遮へい	視線	行為の場所在道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。	
鉱物の掘採又は土石の採取	行為後の措置	遮へい	行為の場所在道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。		
		緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。		

①-1 岩手県景観計画区域（一般地域）

行為制限基準 各景観計画等の概要
適用除外

2) 通知対象となる行為

	区 分	規 模
特定届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	1 建築物の新築又は移転	次のいずれかの規模を超えるもの (1)高さ13m (2)軒高9m (3)延べ床面積1,000㎡
	2 建築物の増築又は改築	(1)1の規模に該当する建築物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア 当該行為に係る床面積の合計が200㎡ イ 当該行為に係る床面積の合計が、当該増築又は改築前の床面積の合計の2割 (2)当該行為により、1の規模に該当する規模となる建築物の増築又は改築
	3 1の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更前の屋根の面積の2割を超えるもの又は外壁の面積の2割を超えるもの
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	1 工作物の新築又は移転 ① 煙突、排気塔その他これらに類するもの ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの ③ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ④ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設 ⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑥ 自動車車庫の用途に供する施設 ⑦ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設 ⑧ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの ⑨ 彫像、記念碑その他これらに類するもの ⑩ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの ⑪ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。) ⑫ 空中線(その支持物を含む。)	高さ13m (工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	⑬ 自動販売機(自然景観地区において、屋外に設置されるものに限る)	高さ1mを超えるもの
	2 工作物の増築又は改築	(1)1の規模に該当する工作物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア 当該行為に係る築造面積の合計が200㎡ イ 当該行為に係る築造面積が、当該増築又は改築前の築造面積の合計の2割 (2)当該行為により、1の規模に該当する規模となる工作物の増築又は改築
	3 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更前の面積の2割を超えるもの
	届出対象行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (適用除外) 90日を超えない行為		高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
	水面の埋立て又は干拓	面積3,000㎡を超えるもの 又は高さ5mかつ長さ10mを超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

備考 1. 廃棄物:廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
2. 再生資源:資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。

【景観形成基準・注意書き】

3 各景観計画等の概要

② 岩手山麓・八幡平周辺重点地域

通知対象行為 各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

注意※1~6

行為類型	景観形成基準						
	区分	規制の視点	山岳景観保全地区	山麓景観形成地区	田園景観形成地区 沿道景観形成地区		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。	岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。	岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。		
		地形の保存	地域の景観資産(*1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。		
		壁面の後退	主要な道路(*6)の境界から5m以上後退するよう努めること。	主要な道路(*6)の境界から3m以上後退するよう努めること。	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。		
		高さ	原則として13mを超えないよう努めること。	原則として15mを超えないよう努めること。	原則として21mを超えないよう努めること。		
			(やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(*2)を行うこと。)				
	形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。			
		地域性	県が登録した地域の景観資産(*1)の周辺では、その景観資産と調和した形態意匠とするよう努めること。	県が登録した地域の景観資産(*1)の周辺では、その景観資産と調和した形態意匠とするよう努めること。			
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単純な平滑面とならないよう努めること。	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単純な平滑面とならないよう努めること。			
		屋根形状	適度な勾配を有するものとし、背景のりょう線と調和した形態とするよう努めること。	原則として陸屋根を避けるよう努めること。 (やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(*2)を行うこと。)			
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(*3)は用いず、原則として推奨色(*4)を用いるよう努めること。また、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺の景観と調和するよう努めること。	屋根及び外壁等は、純色等(*3)は用いず、原則として推奨色(*4)を用いるよう努めること。また、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺の景観と調和するよう努めること。			
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(*3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の10%以内とすること。	やむを得ず純色等(*3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。			
		素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、自然素材等を活用するなど、周辺の景観との調和に努めること。			
	敷地	緑化率	経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。			
			反射	屋根及び外壁等には、原則として反射する光沢素材を用いないこと。			
		緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率(*5)30%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率(*5)20%以上の緑化に努めること。			
既存樹木		敷地内に既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。					
門、塀及び柵等		門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。					
その他		付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。				
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。				
	付属建物	車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。					
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・規模・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。	岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。	岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。		
		地形の保存	地域の景観資産(*1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。		
		位置	主要な道路(*6)の境界から5m以上後退するよう努めること。ただし、次のものを除く。 (1)擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの (2)電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これに類するもの(その支持物を含む。)。ただし、高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)以下のものに限る。	主要な道路(*6)の境界から5m以上後退するよう努めること。ただし、次のものを除く。 (1)擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの (2)電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これに類するもの(その支持物を含む。)。ただし、高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)以下のものに限る。			
		高さ	原則として、高さは13mを超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないよう努めること。ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。	周辺の景観を形成するスカイラインから突出しないよう努めること。			
		形態意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。			
	色彩	推奨色	純色等(*3)は避け、周辺の景観と調和するよう努めること。(自動販売機を除く)				
		経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。				
	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。				
		その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。			
			自動販売機	照明を設置する場合は、動光又は点滅を伴わないものとする。 (他法令等により設置が義務付けられているものは除く。)			
	その他	自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調和させるよう努めること。				

次頁に続く

②-2 岩手山麓・八幡平周辺重点地域

各景観計画等の概要

行為類型	景観形成基準					
	区分	規制の視点	山岳景観保全地区	山麓景観形成地区	田園景観形成地区	沿道景観形成地区
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状及び緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないように努めること。			
		緑化	のり面は、できる限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化に努めること。			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。			
		離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を集積し、又は貯蔵するよう努めること。			
		高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努めること。			
	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。			
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。			
	行為後の措置	緑化	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。			
木竹の伐採	伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とするよう努めること。			
		道路沿い	道路の境界付近の木竹は、保存するよう努めること。			
	既存樹木	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用に努めること。				
	行為後の措置	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。			

2) 通知対象となる行為

	区 分	規 模
特定届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	1 1 建築物の新築、増築、改築又は移転	次のいずれかの規模を超えるもの (1)高さ13m (2)軒高9m (3)延べ床面積10㎡を超えるもの
	2 1の規模に該当する外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更にかかる部分の面積が10㎡を超えるもの
	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	1 工作物の新築、増築、改築又は移転	
	① 煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの
	② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの	
	③ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	
	④ 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ5m 又は築造面積10㎡を超えるもの
	⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	⑥ 自動車車庫の用途に供する施設	
	⑦ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	⑧ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	
⑨ 彫像、記念碑その他これらに類するもの		
⑩ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5mを超えるもの	
⑪ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。)	高さ10mを超えるもの	
⑫ 空中線系(その支持物を含む。)	高さ10mを超えるもの	
⑬ 自動販売機 (山岳景観保全区域及び山麓景観保全区域において屋外に設置されるものに限る。)	高さ1mを超えるもの	
2 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの	
届出対象行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	面積300㎡を超えるもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	又は高さ1.5mを超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (適用除外) 90日を超えない行為	高さ1.5m 又は面積100㎡を超えるもの
	水面の埋立て又は干拓	面積300㎡を超えるもの 又は高さ1.5mを超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
	木竹の伐採	高さ10m 又は面積300㎡を超えるもの

3 各景観計画等の概要

《 岩手県 》

各景観計画等の概要

【景観形成基準・注意書き】

注意 行為地において、市町村が景観の形成に関する基本方針等を定めている場合、その内容に適合するよう努めることが必要である。

※1 地域の景観資産：地域の景観(眺望、まち並み又は建築物等)の資産として、県が登録したものをいう。

※2 必要な措置：原則に適合しない項目について、他の方策等により原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。

※3 純色等：マンセル表色系(JIS Z 8721)において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。

※4 推奨色：P.21「5 純色等(避けるべき色)と推奨色」、岩手県景観計画P.29を参照。

※5 緑化率：以下の方法で算定する。

$$\text{緑化率 (\%)} = \frac{\text{緑被面積 (m}^2\text{)}}{\text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times (1 - \text{建ぺい率})} \times 100$$

*必要緑被面積の計算は以下の方法で算定する。

①都市計画区域内では、(敷地面積)×(1-建ぺい率)×(景観形成基準で定める緑化率)で算出する。

(例)市街地景観地区(敷地面積1,000㎡、建ぺい率50%の場合) 1,000×(1-0.5)×10%=50㎡

②都市計画区域外では、(敷地面積)×(1-0.7)×(景観形成基準で定める緑化率)で算出する。

(例)自然景観地区 1,000×(1-0.7)×20%=60㎡

*緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

①樹木

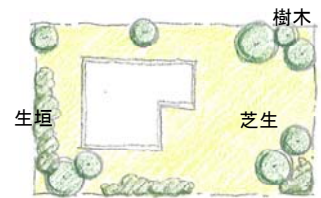
樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出する。

樹木の高さ	緑被面積
1m以下の場合	0.5㎡
1mを超え2m以下の場合	1.5㎡
2mを超え3m以下の場合	3.5㎡
3mを超え4m以下の場合	6.0㎡
4mを超え5m以下の場合	10.5㎡
5mを超え6m以下の場合	14.0㎡
6mを超える場合	19.5㎡

②生垣

生垣は、その延長に0.6mを乗じて算出する。

(例)生垣の延長30mの場合 30m×0.6=18㎡(緑被面積)



※芝生は緑被面積には含まない。

※6 主要な道路：国県道をいう。

3) 通知が不要となる行為

①届出(通知)が必要な行為で定める規模以下の行為

②景観法第16条第7項各号、第69条で規定する行為

1 景観法第16条第7項第1号に掲げるもの

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

《景観法施行令第8条の政令で定める行為》

ア 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

イ 仮設の工作物の建設等

ウ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(エ) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

エ アからウに掲げるもののほか、次に掲げる行為

(ア) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(イ) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

a 建築物の建築等

b 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等

c 木竹の伐採

d 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)

e 特定照明

(ウ) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

a 建築物の建築等

b 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

c 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

d 土地の開墾

e 森林の皆伐

f 水面の埋立て又は干拓

2 景観法第16条第7項第2号から第10号まで掲げるもの

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- (3) 景観計画に第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- (4) 景観重要公共施設について、第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- (5) 第55条第2項第1号の区域内の農用区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- (6) 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第5号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- (7) 第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
- (8) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- (9) 地区計画等(都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第32条第2項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第31条第2項第4号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められている区域に限る。)内で、景観法第8条第3項第2号の制限で景観計画に定められたもののすべてが地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合に、当該地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更(※景観法施行令第9条を含む)。

3 景観法第16条第7項第11号に掲げるもの

- (1) 政令で定める行為(景観法施行令第10条)
 - ア 景観計画に定められた開発行為又は第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で第22条第3号イ又はロ(第24条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
 - イ 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- (2) 条例で定める行為
 - ア 岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号)第16条第1項若しくは第41条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第34条第1項の規定により届け出て行う行為
 - イ 岩手県文化財保護条例第16条第1項ただし書又は第41条第1項ただし書の規定により届け出て行う行為
 - ウ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で堆積の期間が90日を超えないもの

4 景観法第69条に掲げるもの ※景観地区内

- (1) 第62条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。
 - ア 第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - イ 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - ウ 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
 - エ 第2号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
 - オ 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの
- (2) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第62条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。
- (3) 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。
 - ア 景観地区に関する都市計画の変更前に第62条の規定に違反している建築物又はその部分
 - イ 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
 - ウ 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

3 各景観計画等の概要

《 岩手県 》

① 岩手県景観計画区域

各景観計画等の概要

4) いわて希望景観ガイドライン

良好な景観の形成のため、景観形成基準を超え、更により良いものとする工夫や、より望まれる対応のあり方を、いわて希望景観ガイドラインとして次のとおり定めます。以下の行為を行う場合は、良好な景観の形成を目指して、それぞれの行為が、このガイドラインに沿って行われるよう、全ての人が自発的な対応に努める必要があります。

行為類型	区分	ガイドライン
建築物(住宅等も含む)	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域で親しまれている眺めを妨げないような位置や高さにするよう努めましょう。 ◎ 山すその地域では、道路等の公共空間から見て、山のりょう線を分断することのないよう努めましょう。 ◎ まち並みや地域の景観とバランスの取れた配置を考えるよう努めましょう。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 敷地内に複数の建築物を建築する場合は、一体感のある形態意匠とするよう努めましょう。 ◎ 周囲の景観と調和した形態意匠となるよう努めましょう。 ◎ 景勝地や昔ながらのまち並み等、地域で親しまれている景観の周辺では、その魅力を壊さないような形態意匠とするよう努めましょう。 ◎ 地域ごとの建築の型(屋根形状や勾配、軒の出等)を尊重した形態意匠とするよう努めましょう。 ◎ 物置等の付属屋は、母屋や周辺の景観と調和するよう努めましょう。
		色彩
	敷地	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努めましょう。
	その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 照明は必要最小限とし、星空が見える良好な夜間景観の形成に努めましょう。
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 適時適切な補修や手入れ等の維持管理を行うよう努めましょう。 ◎ 敷地内についても、道路等の公共空間からの見え方を考え、物を置く位置や規模、方法について配慮するよう努めましょう。 ◎ 使用されていない建築物(廃屋等)は、放置することなく撤去も含め適切な管理を行うことで、地域の良好な景観の形成に努めましょう。 ◎ 建築物を撤去した後の敷地は、緑化等により、周辺の景観との調和に努めましょう。
工作物	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域で親しまれている眺めを妨げないような位置や高さにするよう努めましょう。 ◎ 位置(離れ)や高さを工夫し、道路等の公共空間から目立たないよう努めましょう。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景勝地や昔ながらのまち並み等、地域で親しまれている景観の周辺では、その魅力を壊さないような形態意匠とするよう努めましょう。 ◎ 電柱等は、無電柱化や配電方法の工夫により、電柱や電線の存在をできるだけ目立たせないように努めましょう。 ◎ 携帯電話鉄塔等は、設置者相互の協力のもと、集合化に努めましょう。 ◎ 屋外広告物は、設置者相互の協力のもと、集合化に努めましょう。
		色彩
	敷地	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努めましょう。
	その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 照明は必要最小限とし、星空が見える良好な夜間景観の形成に努めましょう。
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 適時適切な補修や手入れ等の維持管理を行うよう努めましょう。 ◎ 不要となった工作物は速やかに撤去する等、地域の良好な景観の形成に努めましょう。
土地の形質の変更(水面の埋立又は干拓を含む)	のり面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新たにつくるのり面や擁壁が、最小限の規模となるよう努めましょう。
鉱物の掘採又は土石の採取	事前検討	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の景観に大きな影響を及ぼす行為であることを踏まえ、事前に、周辺の景観との調和について、十分検討を行うよう努めましょう。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行為の場所は、地形を生かす等、道路等の公共空間から目立たない場所を選択するよう努めましょう。 ◎ 山のりょう線等、遮蔽が困難な場所での行為は避けるように努めましょう。
屋外における物の集積又は貯蔵	位置	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行為の場所は、地形を生かし、道路等の公共空間から目立たない場所を選ぶよう努めましょう。
	被覆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 堆積物をおお場合、できるだけ目立たない色や素材の活用にも努めましょう。
木竹の伐採	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 放置することなく、適切に維持管理を行うよう努めましょう。
	面積等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 面積や方法について工夫を行い、周辺の景観との調和に努めましょう。
	搬出路	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 搬出路は、緑化等によって周辺の景観との調和に努めましょう。

3 各景観計画等の概要

③ 《 一関市本寺地区 》

③ 一関市本寺地区景観計画区域

各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

「一関市本寺地区景観計画」参照のこと。

[一関市本寺地区景観計画](#)

[一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例](#) ・規則

2) 通知対象となる行為

[一関市本寺地区景観むらづくり条例](#) ・規則

	区 分	規 模
特定届出対象行為	建築物	
	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築面積が10㎡を超えるもの
	建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更	道路に面した外観の変更で当該変更に係わる面積の合計が10㎡を超えるもの
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	① 煙突、柱、高架水槽、屋外照明等	高さ5mを超えるもの
	④ 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等	高さ5m 又は築造面積10㎡を超えるもの
	⑩ 擁壁、さく、塚等	高さ1.5mを超えるもの
	⑪ 電線路 電柱等	高さ10mを超えるもの
	変圧器等の地上機器等	設置する変圧器等の地上機器全てのもの
	⑩ 自動販売機及びその付帯施設	高さ1mを超えるもの
届出対象行為	開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	面積が10,000㎡以上のもの (都市計画法第29条第2項)
	土石の採取又は鉱物の掘採 土石の採取、鉱物の掘採	面積300㎡を超えるもの 又は高さ1.5mを超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
	土地の形質の変更 のり面、擁壁、土地の造成等	面積300㎡を超えるもの 又は高さ1.5mを超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
	木竹の伐採 木竹の伐採	高さ5m かつ面積300㎡を超えるもの
	屋外における物の堆積 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (堆積する期間が90日間を超えるものに限る)	高さ1.5m 又は面積50㎡を超えるもの
(適用除外)		
① 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	⑦ 建築物の存する敷地内で行う屋外における物の堆積で高さ1.5m以下又は面積が50㎡以下の行為	
② 仮設の工作物の建設等		
③ 農地・河川での土石の採取又は鉱物の掘採	⑧ 農業、林業又は漁業を営む行為 ただし、次のいずれかに該当するものは届出が必要。 ・建築物の建築 ・高さが5mを超え、又は築造面積が10㎡を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等 ・用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超え、かつ面積が300㎡を超える農道若しくは林道の設置 ・土地の開墾	
④ 木竹の伐採で次に掲げるもの ・林業を営むために行う木竹の伐採 ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・仮植した木竹の伐採 ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	⑨ 非常災害のために必要な応急処置として行う行為	
⑤ 法令又はこれに基づき(処分による義務の履行として)行う行為	⑩ 景観法第16条第7項第6号の行為	
⑥ 建築物の存する敷地内で行う建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採以外の行為		

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び施行規則を確認すること。

条例第4条

3 各景観計画等の概要

④ 《 一関市（本寺地区以外） 》

④ 一関市景観計画区域（本寺地区以外）

各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

「一関市景観計画」を参照のこと。

一関市景観計画

2) 通知対象となる行為

一関市景観まちづくり条例・規則

区 分	規 模		
	市全域(重点地区・本寺地区以外)	景観形成重点地区(厳美渓周辺地区)	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13m 又は延べ面積1,000㎡を超えるもの (注1)	床面積の合計10㎡を超えるもの (注1)	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更			
特定届出対象行為	① 煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ13m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	高さ5mを超えるもの
	② 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設		高さ5m 又は築造面積10㎡を超えるもの
	③ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		
	④ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設		
	⑤ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの		
	⑥ 自動車車庫の用途に供する立体的な施設		
	⑦ 彫像、記念碑その他これらに類するもの		
	⑧ 広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ13m 又は表示面積25㎡を超えるもの	高さ5m 又は表示面積10㎡を超えるもの
	⑨ 擁壁、さく、塚その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの
	⑩ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む)その他これらに類するもの	高さ20mを超えるもの	高さ10mを超えるもの
届出対象行為			
木竹の伐採	—	高さ10m 又は伐採面積300㎡を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(堆積する期間が90日間を超えるものに限り)	高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの	高さ1.5m 又は面積100㎡を超えるもの	
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)、土地の開墾、土石の採取(注2)、鉱物の掘採(注2)、その他土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	面積 ・都市計画区域内:3,000㎡を超えるもの ・都市計画区域外:10,000㎡を超えるもの のり面若しくは擁壁を生じるもので高さ5mかつ長さ10mを超えるもの	面積300㎡を超えるもの のり面若しくは擁壁を生じるもので高さ1.5mを超えるもの	
(注1):専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅は除く (注2):農地又は河川での行為は対象外			
(適用除外)			
① 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ③ 景観重要建造物について、市長の許可を受けて行う行為 ④ 景観重要公共施設の整備及び占用許可を受けて行う行為 ⑤ 景観農業振興地域整備計画の農用地区域内において、県知事の許可を受けて行う開発行為 ⑥ 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為 ⑦ その他政令又は条例で定める行為			

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び施行規則を確認すること。

条例第14条

3 各景観計画等の概要

⑤ 《 遠野市 》

⑤ 遠野市景観計画区域

[各景観計画等の概要](#)

1) 行為制限基準等

「遠野市景観計画」を参照のこと。

[遠野市景観計画](#)

2) 通知対象となる行為

[遠野市景観計画による届出等に関する条例・規則](#)

区 分	規 模
建築物の新築、増築、若しくは改築(増築後又は改築後の高さ又は延べ面積が規模欄に定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)、移転若しくは撤去又は外観の変更	高さ13m 又は延べ面積3,000㎡を超えるもの
(適用除外) ① 外観の変更を伴わない増築及び改築 ② 外観の変更で当該変更に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの ③ 仮設の建築物で存続期間が1年以内(工事に係る仮設の建築物で工期が1年を超える場合は、その期間)のもの新築等	
工作物の新築、増築、若しくは改築(増築後又は改築後の高さ又は築造面積若しくは表示面積が規模欄に定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)、移転若しくは撤去又は外観の変更	
① 煙突、排気塔その他これらに類するもの ② 鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの ③ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ④ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設 ⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑥ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設 ⑦ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの ⑧ 自動車車庫の用途に供する立体的な施設 ⑨ 彫像、記念碑その他これらに類するもの ⑩ 擁壁、さく、堀その他これらに類するもの ⑪ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	高さ13m (工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは5m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
⑫ 広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの 高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)を超えるもの
(適用除外) ① 外観の変更を伴わない増築及び改築 ② 外観の変更で当該変更に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの ③ 仮設の工作物で存続期間が1年以内(工事に係る仮設の工作物で工期が1年を超える場合は、その期間)のもの新築等	
屋外における物の集積又は貯蔵	高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
(適用除外) ① 90日間を超えない行為 ② 外部から見通すことができない場所での行為 ③ 高さが1.5m以下で、かつ、そのように供される土地の面積が100㎡以下の行為	
鉱物の掘採、土石の採取 地形の外観の変更に係る土地の面積が規模欄に定める面積を超えるもの又は高さ若しくは長さが規模欄に定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの	面積 ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定により指定された都市計画区域:3,000㎡を超えるもの イ アに掲げる区域以外の区域:10,000㎡を超えるもの 又は高さ5mかつ長さ10mを超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
(適用除外) ① 面積が300㎡以下で、かつ、当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁高さが1.5m以下のもの ② 農地法第2条第1項に規定する農地で行われるもの ③ 河川法第6条第1項に規定する河川区域で行われるもの	
土地の形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む) 変更に係る土地の面積が規模欄に定める面積を超えるもの又は高さ若しくは長さが規模欄に定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの	
(適用除外) ① 面積が300㎡以下で、かつ、当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁高さが1.5m以下のもの	

届出対象行為

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び施行規則を確認すること。

条例第3条第2項

施行規則第6条、第7条、第8条

3 各景観計画等の概要

⑥ 《 平泉町 》

⑥ 平泉町景観計画区域

各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

「平泉町景観計画」を参照のこと。

平泉町景観計画 [平泉町内の認定申請・届出事務](#)

2) 通知対象となる行為

[平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例](#) ・規則

	区 分	規 模
特定届出対象行為	建築物	
	建築物の新築、増築	建築面積が10㎡を超えるもの
	建築物の改築、外観の修繕、模様替又は色彩の変更	前面道路に面した外観の面積が10㎡を超えるもの
	工作物の新築、増築、改築若しくは移転	
	① 煙突、柱、高架水槽 ② 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、彫像、記念碑等	高さ5mを超えるもの 高さ5m 又は築造面積10㎡を超えるもの
届出対象行為	③ 擁壁、さく、塀等	高さ1.5mを超えるもの又は面積が300㎡を超えるもの
	④ 電線路 電柱 変圧器等の地上機器等	高さ1.5mを超えるもの 設置する変圧器等の地上機器全てのもの
	自動販売機及びその修景施設の設置、置換え、模様替え又は色彩の変更	高さ1mを超えるもの
	木竹の伐採 木竹の伐採 (ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う管理行為は適用除外)	歴史景観地区 高さ5mかつ伐採面積50㎡を超えるもの 風土景観地区及び一般景観地区 高さ5mかつ伐採面積300㎡を超えるもの
	屋外における物の集積又は貯蔵 屋外における物の集積又は貯蔵 (90日を超える集積・貯蔵を対象とする、ただし、農林漁業を営むために行う行為は適用除外)	高さ1.5m 又は面積50㎡を超えるもの
土地の区画形質の変更(鉱物の採掘又は土石の採取を含む) 鉱物の採掘又は土石の採取、のり面、土地の造成	面積300㎡を超えるもの 又はのり面の高さが1.5mを超えるもの (農地・河川での行為は適用除外) (擁壁が出る場合は、工作物の区分を参照)	
(届出:適用除外)		
① 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの	⑤ 景観地区、準景観地区内で行う建築物の建築又は工作物の建設	
② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為		
③ 景観重要建造物について、町長の許可を受けて行う行為	⑥ 景観地区、準景観地区内で行う木竹の伐採、物の集積、土地の形質の変更	
④ 景観重要公共施設の整備として行う行為、また本景観計画に定めた占用等の許可基準を満足し、公共施設管理者から許可を受けて行う占用等の行為を受けて行う行為	⑦ その他政令又は条例で定める行為	
(認定申請:適用除外)		
① 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの	⑤ 景観地区、準景観地区内で行う木竹の伐採、物の集積、土地の形質の変更(これらは認定申請ではなく、許可申請を行う)	
② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為で、町長が指定した区域の中において行う行為	⑥ その他政令又は条例で定める行為	
③ 景観重要建造物について、町長の許可を受けて行う行為		
④ 景観重要公共施設の整備として行う行為、また本景観計画に定めた占用等の許可基準を満足し、公共施設管理者から許可を受けて行う占用等の行為を受けて行う行為	※ 景観地区 : 条例第18条(建築物) : 条例第25条(工作物) ※ 準景観地区 : 条例第34条(建築物) : 条例第42条(工作物)	

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び施行規則を確認すること。

条例第11条、第18条、第25条、第34条、第42条

【参考】

・景観重要公共施設

河川 (1 北上川、2 衣川、3 太田川)

道路 (4 一般国道4号、5 一般国道4号平泉バイパス、6 主要地方道 平泉巖美溪線、

7 主要地方道 一関北上線、8 県道 平泉停車場中尊寺線(中尊寺通り)、

9 県道 相川平泉線、10 県道 一関平泉線、11 都市計画道路 毛越寺線、

12 町道 坂下線、13 町道 花立線、14 ウォーキング・トレイル(町道のみ))

3 各景観計画等の概要

⑦ 《 盛岡市 》

⑦ 盛岡市景観計画区域

各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

「盛岡市景観計画」を参照のこと。

[盛岡市景観計画](#)

2) 通知対象となる行為

[盛岡市景観条例](#)

[・規則](#)

	区 分	規 模
特定届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	地上3階以上 又は高さ10m 又は延べ面積3,000㎡を超えるもの (増築後又は改築後において当該規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(増築後又は改築後において下記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)
	① 煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13m (工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m) 又は建設面積1,000㎡を超えるもの
	② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	
	③ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	④ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ10m (工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から工作物の上端までの高さが10mを超えるときは、5m) 又は建設面積1,000㎡を超えるもの
	⑤ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	
	⑥ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	⑦ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	⑧ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
⑨ 自動車車庫の用途に供する立体的な施設		
⑩ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの	
⑪ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	高さ20m(工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)を超えるもの	
届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	特定届出対象行為以外
	景観法第16条第1項第3号に規定する都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
	① 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定による都市計画区域の区域内	面積1,000㎡以上
	② 都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域の区域以外	面積10,000㎡以上
	屋外における物件の堆積 (適用除外) ① 堆積の期間が継続して60日を超えない行為	高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
土地の形質の変更	面積1,000㎡以上の範囲で鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為	

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び規則を確認すること。

条例第9条

3 各景観計画等の概要

⑧ 《 北上市 》

⑧ 北上市景観計画区域

各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

「北上市景観計画」を参照のこと。

北上市景観計画

2) 通知対象となる行為

北上市景観条例・規則

区分	規模	
	市全域	景観形成強化区域(4区域)
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m 又は延べ床面積300㎡を超えるもの	左記に係る修繕等(※1)で、変更面積が見付面積(※2)の10%を超えるもの 延べ床面積10㎡を超えるもの
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		左記に係る修繕等(※1)で、見付面積(※2)のうち変更面積が以下の基準割合を超えるもの 北上川・展勝地:5% 和賀川・清水:5% 大通り:10% 広瀬川:20%
① 煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ10m(工作物が建築物と一体となって設置される場合においては、地盤面から工作物の上端までの高さが10mを超えるときは5m)を超えるもの	高さ10m(工作物が建築物と一体となって設置される場合においては、地盤面から工作物の上端までの高さが10mを超えるときは5m)を超えるもの ※市全域と同じ
② 鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの		
③ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの		
④ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設		
⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		
⑥ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設		
⑦ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの		
⑧ 自動車車庫の用途に供する立体的な施設		
⑨ 彫像、記念碑その他これらに類するもの		
⑩ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ2m かつ長さ20mを超えるもの	高さ2m かつ長さ20mを超えるもの ※市全域と同じ
⑪ 電気供給のための電線路、電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)を超えるもの	高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)を超えるもの ※市全域と同じ
届出対象行為 開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	面積3,000㎡を超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m 又は面積500㎡を超えるもの	
木竹の伐採	—	伐採する区域の面積が500㎡を超えるもの。

※1 修繕等:外観の変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※2 見付面積:建築物の外壁及び屋根、工作物の外装の一面における垂直及び水平投影面積

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び施行規則を確認すること。

条例第10条

施行規則第5条

3 各景観計画等の概要 ⑨ 《 奥州市（白鳥館遺跡周辺及び長者ヶ原廃寺跡史跡周辺以外） 》

⑨ 奥州市条例適用区域（白鳥館遺跡周辺及び長者ヶ原廃寺跡史跡周辺を除く）

各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

奥州市景観行政窓口等で確認のこと。

2) 届出対象となる行為（公共事業等は対象外）

奥州市の優れた景観を守り、育て、つくる条例 規則

区 分	規 模
建築物の新築、増築、若しくは改築(増築後又は改築後の高さ又は延べ面積が規模欄に定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)、移転若しくは撤去又は外観の変更	高さ13m 又は延べ面積3,000㎡を超えるもの
(適用除外) ① 高さの変更を伴わない増築又は改築で、当該行為に係る延べ面積の合計が600㎡以下かつ、当該行為前の延べ面積の2割を超えないもの ② 外観の変更を伴わない増築又は改築 ③ 外観の変更で変更前の屋根及び外壁の面積のそれぞれ2割を超えないもの ④ 仮設の建築物で存続期間が1年以内(工事に係る仮設の建築物で工期が1年を超える場合は、その期間)のもの新築等	
工作物の新築、増築、若しくは改築(増築後又は改築後の高さ又は築造面積若しくは表示面積が規模欄に定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)、移転若しくは撤去又は外観の変更	
① 煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13m
② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは5m)
③ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	又は築造面積1,000㎡を超えるもの
④ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	
⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
⑥ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
⑦ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
⑧ 自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
⑨ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
⑩ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの
⑪ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)を超えるもの
⑫ 広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ13m (工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは5m) 又は表示面積25㎡を超えるもの
(適用除外) ① 高さの変更を伴わない増築又は改築で、当該行為に係る築造面積が200㎡以下かつ、当該行為前の築造面積の2割を超えないもの ② 外観の変更を伴わない増築及び改築 ③ 外観の変更で変更前の面積の2割を超えないもの ④ 仮設の工作物で存続期間が1年以内(工事に係る仮設の工作物で工期が1年を超える場合は、その期間)のもの新築等	
屋外における物の集積又は貯蔵	高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
(適用除外) ① 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域の区域内における行為 ② 90日間を超えない行為 ③ 外部から見通すことができない場所での行為	
鉱物の採掘又は土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規模欄に定める面積を超えるもの又は高さ若しくは長さが規模欄に定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの	面積 ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定により指定された都市計画区域:3,000㎡を超えるもの イ アに掲げる区域以外の区域:10,000㎡を超えるもの 又は高さ5mかつ長さ10mを超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
(適用除外) ② 農地法第2条第1項に規定する農地で行われるもの ③ 河川法第6条第1項に規定する河川区域で行われるもの	
土地の形質の変更(水面の埋立てを含む)で変更に係る土地の面積が規模欄に定める面積を超えるもの又は高さ若しくは長さが規模欄に定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの	

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び施行規則を確認すること。

条例第11条、第17条

施行規則第7条、第8条、第11条

3 各景観計画等の概要 ⑩ 《 奥州市（白鳥館遺跡周辺地区）

⑩ 奥州市条例適用区域（白鳥館遺跡周辺地区）

各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

奥州市景観行政窓口等で確認のこと。

2) 届出対象となる行為（※公共事業等も対象）

白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例・規則

区 分（開発行為）		規 模
開発行為		開発区域が1,000㎡を超えるもの
区 分（景観変更行為）		規 模
建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更		
新築、増築		建築面積が10㎡を超えるもの
改築、移転若しくは撤去又は外観の変更		前面道路に面した外観の面積が10㎡を超えるもの
工作物の新築等		
① 煙突、柱、高架水槽等		高さ5mを超えるもの
② 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、彫像、記念碑等		高さ5m 又は築造面積10㎡を超えるもの
③ 擁壁、さく、塀等		高さ1.5mを超えるもの
④ 電線路	電柱	高さ10mを超えるもの
	変圧器等の地上機器等	設置する変圧器等の地上機器全てのもの
自動販売機及びその修景施設の設置、置換え、模様替え又は色彩の変更		高さ1mを超えるもの
木竹の伐採		高さ10mを超え、 かつ伐採面積300㎡を超えるもの
屋外における物の集積又は貯蔵		90日を超える集積・貯蔵で、 高さ1.5m又は集積・貯蔵面積が ・歴史景観地区において50㎡ ・河川景観地区、風土景観地区及び一般景観地区 においては100㎡を超えるもの
鉱物の採掘又は土石の採取		面積が300㎡を超えるもの 又はのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの (農地・河川での行為は適用除外)
土地の形質の変更 のり面、擁壁、土地の造成		面積が300㎡を超えるもの 又はのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの
(適用除外)		
① 通常の管理行為又は規則で定める軽易な行為		
② 災害のための必要な臨時応急の措置として行う行為		
③ その他町長が特に必要と認める行為		
(規則で定める軽易な行為)		
① 枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う管理や遺跡保全のために行う伐採		
② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為		
③ 工事、祭礼又はイベント等のために必要な仮設等の行為		
④ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。 ア 建築物の新築、改築、増築又は移転 イ 宅地の造成又は土地の開墾 ウ 水面の埋立て又は干拓 エ 森林の択伐		

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び施行規則を確認すること。

条例第10条

施行規則第4条

3 各景観計画等の概要 ⑪ 《 奥州市（長者ヶ原廃寺跡史跡周辺地区） 》

⑪ 奥州市条例適用区域（白鳥館遺跡周辺地区）

各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

奥州市景観行政窓口等で確認のこと。

2) 届出対象となる行為（※公共事業等も対象）

長者ヶ原廃寺跡史跡周辺の景観の保全と形成に関する条例・規則

区 分（開発行為）	規 模
開発行為	開発区域が1,000㎡を超えるもの

区 分（景観変更行為）	規 模
建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	
新築、増築	建築面積が10㎡を超えるもの
改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	前面道路に面した外観の面積が10㎡を超えるもの
工作物の新築等	
① 煙突、柱、高架水槽等	高さ5mを超えるもの
② 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、彫像、記念碑等	高さ5m 又は築造面積10㎡を超えるもの
③ 擁壁、さく、塀等	高さ1.5mを超えるもの
④ 電線路	高さ10mを超えるもの
電柱	
変圧器等の地上機器等	設置する変圧器等の地上機器全てのもの
自動販売機及びその修景施設の設置、置換え、模様替え又は色彩の変更	高さ1mを超えるもの
木竹の伐採	高さ10mを超え、 かつ伐採面積300㎡を超えるもの
屋外における物の集積又は貯蔵	90日を超える集積・貯蔵で、 高さ1.5m又は集積・貯蔵面積が ・歴史景観地区において50㎡ ・河川景観地区、風土景観地区及び一般景観地区 においては100㎡を超えるもの
鉱物の採掘又は土石の採取	面積が300㎡を超えるもの 又はのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの (農地・河川での行為は適用除外)
土地の形質の変更 のり面、擁壁、土地の造成	面積が300㎡を超えるもの 又はのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの
(適用除外)	
① 通常の管理行為又は規則で定める軽易な行為	
② 災害のための必要な臨時応急の措置として行う行為	
③ その他村長が特に必要と認める行為	
(規則で定める軽易な行為)	
① 枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う管理や遺跡保全のために行う伐採	
② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	
③ 工事、祭礼又はイベント等のために必要な仮設等の行為	
④ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。	
ア 建築物の新築、改築、増築又は移転	
イ 宅地の造成又は土地の開墾	
ウ 水面の埋立て又は干拓	
エ 森林の択伐	

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び施行規則を確認すること。

条例第10条

施行規則第4条

3 各景観計画等の概要⑫ 《 八幡平市（旧松尾村地区～柏台、岩手山麓、竜ヶ森安比地区） 》 -1/1

⑫ 八幡平市条例適用区域（旧松尾村～柏台、岩手山麓、竜ヶ森安比地区）

各景観計画等の概要

1) 行為制限基準等

※八幡平市景観行政窓口等で確認のこと。

[八幡平市景観形成地区内の届け出について](#)

2) 通知対象となる行為

[松尾村ふるさと景観条例](#) ・[規則](#)

区 分	規 模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更	新築、改築又は増築部分の床面積が10㎡ 又は移転にかかる床面積が10㎡を超えるもの
建築物（建築物以外の工作物：条例第2条参照）の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更	
<ul style="list-style-type: none"> ① 煙突、排気塔その他これらに類するもの ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの ③ 広告塔、広告板その他これらに類するもの ④ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの ⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑥ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設 ⑦ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの施設 ⑧ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの ⑨ 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める工作物 	新築、改築又は増築部分の床面積が10㎡ 又は移転にかかる床面積が10㎡を超えるもの
(適用除外)	
<ul style="list-style-type: none"> ① ふるさと景観形成地区内において工事に必要な仮設の工作物の新築、改築、増築又は移転 ② 水道管、下水管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築、増築又は移転 ③ 消防又は水防の用に供する施設の新築、改築、増築又は移転 ④ その他の工作物の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの 	
宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更	面積が10㎡を超えるもの 又は高さ1.5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うもの
木竹の伐採で規則に定めるもの	全て
(適用除外)	
<ul style="list-style-type: none"> ① 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採 ② 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ③ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ④ 仮植した木竹の伐採 	
土石類の採取で規則に定めるもの	面積が10㎡を超えるもの 又は高さ1.5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うもの
水面の埋立、又は干拓	全て
ゴルフ場、スキー場の建設又は宅地、工業団地の造成	
屋外における物の集積又は貯蔵	
(適用除外)	
<ul style="list-style-type: none"> ① 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの ② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 	

※届出を要しない行為の詳細は、当該条例及び施行規則を確認すること。

条例第2条、第13条、第16条
施行規則第2条、第7条

4 国等の景観形成ガイドライン一覧

目次1

※参考) 美しい国づくり政策大綱 国土交通省(H15.7)

	名 称	所 管	策定期期
	「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」	大臣官房技術調査課・公共事業調査室	H19.4
	: 国土交通省所管公共事業において、景観評価を含む景観検討を実施するため、地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めたもの。H21.4.改正		
	「公共事業における景観整備に関する事後評価の手引き(案)」	大臣官房技術調査課・公共事業調査室	H21.3
	: 景観に配慮した公共事業として評価の高い13事例を対象とした景観向上効果の把握調査を実施し、景観整備に関する事後評価を行う場合の調査手順と調査結果の活用に関する考え方を示すもの。		
1	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省大臣官房官庁営繕部	H19.4
	・周辺のまちなみや自然の景観に配慮した美しい景観を創造していくための事例集をガイドラインとしてとりまとめ。 ・別途「官庁営繕事業における景観検討の基本方針(案)」を定める。 ※全5頁		
2	景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)	国土交通省都市・地域整備局	H17.3
	・「共通編」と「各事業編」(市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業の5事業)の2部構成となっている。 ※全43頁		
3	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省河川局	H18.10
	・「河川景観の形成と保全の考え方」 ※全15頁と、その参考資料(手引き)で構成されている。 ・参考資料は原論編、マネジメント編、デザイン編から構成されている。 ※全439頁		
4	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.2
	・第1章の基本的な考え方と、第2章の景観形成の進め方で構成されている。 ※全35頁		
5	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、 農林水産省農村振興局・水産庁	H18.1
	・理念編と実践編で構成されている。 ※全134頁		
6	道路デザイン指針(案)	国土交通省道路局、都市・地域整備局	H17.4
(書籍)	・当指針(案)に必要な参考資料と解説を加えた「道路のデザイン」((財)道路環境研究所)が出版されている。原論編、実践編、事例編の3編からなる。 ※全192頁		
7	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局	H17.3
	※全22頁		
8	港湾景観形成ガイドライン	国土交通省港湾局	H17.3
	・本編と参考資料編の2編からなる。 ※全49頁		
9	航路標識整備事業景観形成ガイドライン	海上保安庁交通部	H16.3
	※全6頁		
10	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	国土交通省道路局	H16.3
(書籍)	・ガイドラインに示されている鋼製防護柵の基本3色の色見本がついた「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」((財)国土技術研究センター)が出版されている。 ※全96頁		
10-2	道路設計上の今後の留意事項について(通知)	県土整備部道路建設課・道路環境課	H19.3.27
	・適用範囲は、道路建設課、道路環境課の所管する事業(農林道事業は除く)。H19.4.1以降適用。		
11	美の里づくりガイドライン	農林水産庁農村振興局	H16.8
	・住民参加の実践ワークショップも含めたプロセスやデザインコードを用いた地域のアイデンティティ探しについて解説するとともに、美しい農山漁村と農林漁業、自然環境・伝統文化の保全や都市と農山漁村の交流が果たす役割についても解説したもの。 ※全208頁		
12	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産庁農村振興局	H18.5
	・農村景観の現状や美しさのとりえなど、農村景観を理解し、保全、形成するための基本的な事項を取りまとめたもの。 ※全120頁		
13	農村における景観配慮の実務マニュアル ー景観に配慮した整備のための10のステップー	農林水産庁農村振興局 整備部地域整備課	H20.3
	・景観配慮を行う事業を円滑に進めるために、事業実務担当者や現場技術者が日常的に行っている業務をふまえ、景観に関する調査から配慮計画策定までの流れについて、農業農村整備事業の実施手順に即して取りまとめたもの。 ※全31頁		
①	河川の景観形成に資する石積構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局	H18.8
	・現場の河川管理者を対象として、石積み技術の基本とは何か、どのような工夫をすれば、よりよい石積み構造物をつくることのできるかを考える際の参考資料としてとりまとめたものである。全国の河川で石積み構造物の整備を考える際に、本資料が活用され、よりよい河川景観の形成・保全がなされることを期待するもの。		
②	景観デザイン規範事例集(道路・橋梁・街路・公園編)	国土交通省	H20.3
③	景観デザイン規範事例集(河川・海岸・港湾編)	国土技術政策総合研究所	
	・土木構造物の規範的デザイン事例を選定し、公共事業における「よい景観」の方向性を示すとともに、景観・デザインに配慮した計画・設計の際に参考となる技術的情報を整理したもの ※全304頁、全261頁		
	名 称	所 管	策定期期
	景観重要公共移設の手引き(案)	国土交通省都市・地域整備局	H19
	・景観重要公共施設制度を活用した良好な景観の形成に関する取組みを促進するため、景観計画に景観重要公共施設を位置づけている先進事例等を参考にしつつ、景観重要公共施設に関する検討方法等について取りまとめたもの。 ※全45頁		
	沿道まちづくりのすすめ 市長への手紙	まちなみ・沿道景観研究会 財団法人都市づくりパブリックデザインセンター	H21.6
	・現状の改善点を含め、良好なまちなみ景観を形成する具体的な方策やアイデアを提案しながら、良好で個性的なまちなみ景観を推進するための提言として取りまとめたもの。 ※全25頁		

5 県及び県内市町村の景観行政窓口一覧

[目次1](#)

→ [県都市計画課Webサイト「県と市町村の景観行政担当窓口について」](#)

岩手県公共事業等景観形成ハンドブック
(excel版)

作成：平成22年12月

岩手県県土整備部都市計画課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL：019-629-5892

FAX：019-629-9137

e-mail：AG0007@iwate.pref.jp
